

所謂世帯の「空白」について

——ピョートル改革期農村社会の予備的考察(続)——

土肥 恒之

一 はじめに

一八世紀初頭にピョートル一世によって精力的に実施された多数の改革事業は、よく知られているように、戦争という危機的状況のなかで呼び起こされた。常備軍の形成と拡大、行政機構の再編と拡充、工場の建設による生産力の引上げ、都市や要塞の建設、等々の一連の際立った改革だけではない。R・ヴィトラムが指摘するように、「一見皮相な、短命に終わった全ゆる実践」もまた、直接間接に戦争と深い関連をもっていたのであり、戦争を「ピョートル改革の母」と呼ぶ常套句も、この意味において理解されなければならない。⁽¹⁾

ところで、戦争、即ちスウェーデンとの北方戦争については、これまでも様々な立場、そして視角から論じられてきた所である。例えば、ソ連におけるこの時期の国際関係史の専門家J・A・ニキーフォロフは、一九七三年の論文において、北方戦争とロシアの勝利の意義について、以下のように述べている。⁽²⁾一八世紀の第一・四半期、即ちピョートル改革期のロシアは、その経済生活、国家制度、そして文化面においても著しい進歩を示した重要な時期であ

ったが、「とりわけ顕著なのは、國際的諸關係におけるロシアの役割の変化であった」。一七世紀までのロシア国家は、その広大な政治的版図と自然的富にも拘らず、國際的關係においては然るべき地位を占めていなかった。技術、文化の面における後進性の克服のため重要な条件であった西欧諸国との交流が絶たれており、したがってその政治的接觸も、まったく偶発的であったからである。そしてその最も重大な障害が、ロシアから「固有の領土」を奪い、バルト海への出口を塞いでいた強力な軍事大国スウェーデンの脅威であった。こうして、ロシアの外交政策において「最も焦眉な問題、最も重要な課題」の実現のためには、スウェーデンとの軍事的衝突は、避けられなかったのである。

一七〇〇年、大国スウェーデンとの北方戦争が開始された。だが一月には、はやくもロシア軍は、ナルヴァで敗北を喫した。ヨーロッパの外交官の間では、ロシアの敗北は当然と受け取られたし、ロシアの威信は更に低下した。スペイン継承戦争の勃発（一七〇二年）——そのごのロシアに有利に作用した——にさいして、その当事国のいずれの側も、ロシアを自己の陣営に加える試みさえしなかった。ロシアの外交官は、相手にされなかったのである。そして一七〇八年、ザクセンに駐留していたカール一二世のスウェーデン軍が、ロシアへ向けて進軍を開始した時、ロシアは国家存亡の危機に立たされることになった。けだしカール一二世は、モスクワで和平を押しつけ、ピョートルを帝位から追放して、そこに自分の手先を据えること、更にロシアの分割——ブスコフ、ノヴゴロドと北部の全体をスウェーデン領、ウクライナ、モレンスクと西部をポーランド領——さえ狙っていたからである。だがナルヴァ以後、未曾有のエネルギーをもって国の建設と軍隊の強化をはかったピョートルのロシアとその「英雄的軍隊」は、一七〇九年秋、ポルタヴァの地でスウェーデン軍に壊滅的打撃を与えた。この決定的勝利が、北方戦争とその後の過程に根本的变化をひき起したのである。

ポルタヴァでの勝利は、西欧諸国に否応なく、ロシアとの関係の再検討を迫ることになった。一七〇九年末から一七一〇年にかけて、各国は競ってロシアを味方に引き込もうとしたし、その גם ロシアの経済的、軍事的強化に伴って、国際関係におけるロシアの影響力と意義はたかまった。ニシュタットの和平（一七二一年）は、この戦争に終止符を打ったのみならず、ロシアの新しい状態、即ち「列強」の地位を固定したのである。いまやヨーロッパ列強は、いかなる国際的問題の解決にさいしても、この新しいパートナーとその利害を考慮せねばならなかった。こうしてニキーフォロフは、北方戦争におけるロシアの勝利を、その国際関係史の観点から高く評価した。そしてその際、この戦争によってロシアが「ヨーロッパの運命、全世界の運命」に与えた影響を、一五世紀末の「地理上の大発見」よりも「より重要」と述べたC・M・ソロヴィヨフを引くことを忘れなかったのである。⁽³⁾

他方、この時期のヨーロッパ北東部（ロシアを含む）の国際関係史に関して既に多くの論著を発表している西ドイツの歴史家K・ゼルナクは、一九七四年の論文のなかで、一七世紀にはこの地域の指導的な勢力であったポーランド王国と「バルト海帝国」スウェーデンに代って、当時はまだ「周縁的なファクター」にすぎなかったモスクワ国家⁽⁴⁾ロシアとブランデンブルグ選帝侯国⁽⁴⁾プロイセンが、一八世紀に至りその地位についた諸事情について、ひろく「北方戦争の時代」なる枠組をもって把握した。即ち「初期近代」に「北東ヨーロッパ」を舞台に展開されたバルト海領域の覇権斗争は、まず一五五八年のモスクワ国家による「権力の空地」リヴォニアへの侵攻によって始まった（リヴォニア戦争⁽⁴⁾「第一次北方戦争」）。そこには既に、覇権斗争、帝国の拡張、分割構想、という近代国家史に特徴的な諸要素が出揃っていたのである。これは、その後の「第二次」（一六五五—一六六七）、「第三次」（一七〇〇—一七二一）の北方戦争を経て、一八世紀末から一九世紀初にかけてのポーランド国家の解体とスウェーデンの「脱帝国化」によって終幕を迎えたが、この約二五〇年間に東ヨーロッパの新しい外観、即ち「ロシア⁽⁴⁾帝国的に形造られた東⁽⁴⁾

「ヨーロッパ史の近代」が準備されたのである。この過程は、むろん直線的ではなかったが、その最も主要な転換期が、スウェーデンに対して軍事的勝利をおさめ、バルト海領域におけるその優位を覆した「大きな、第三の」北方戦争であった。この領域でのロシアの覇権の確立までには、ニシュタットの和平以後更に一世紀近くを必要とした——スウェーデンの報復、イギリスとの競合、ポーランド政策の三つの柱を中心に展開された——が、近代の東ヨーロッパ史は、ロシアの帝國的優位の下に、その誕生をむかえた。こうしてK・セルナクは、最近二世紀の東ヨーロッパ史における「最もロシア的な時代」の源を、一八世紀初頭の「大北方戦争」、そこにおけるロシアの軍事的勝利に求めたのである。⁽⁵⁾

北方戦争におけるロシアの勝利を、文字通り肯定的、積極的に位置づけ、その意義を強調するソ連の歴史家と、より幅広い時代的枠組のなかで、「ロシア帝国主義の成立史」に近い観点から北方戦争を位置づける西側の一歴史家との間には、架橋できない深い淵が横たわっているかにみえる。だが一八世紀初頭の北方戦争、そこにおけるロシアの勝利が、バルト海領域のみならず、東西ヨーロッパの近代史全体において持つことになる重大な意味及びその事実関係については、ほとんど一致していることに気付かされるのである。ひるがえって勝利したロシアの国内に眼を向ける時、戦争によって直接間接にひき起された農村の荒廃については、ほど異論のない所である。即ちスウェーデンの圧倒的優位の下に開始され、ロシアの国家としての生存をも危いものとしたこの戦争において、とりわけ甚大な犠牲となったのが農村であった。全国の村々は、形成されたばかりの常備軍に毎年、否、時には年に二度、三度と多くの兵士を提供せねばならなかった。要塞の建設や軍需工場へ労働者として駆り出されたのも農民であった。国家に納める臨時の租税が相次いで導入され、しかも恒常化された。一連の「改革」事業も、村々にとって新たな重荷以外の何物でもなかったのである。ピョートルに仕えたイギリス人の海軍技術者ペリーが指摘したように、「もしツァーが、

ポルタヴァの戦いに敗れていたならば、「全般的蜂起」(a general Revolt)が生じたであろう⁽⁶⁾、という危機的な状況が現出したのである。

筆者は、本誌二一号において、この時期における行財政的諸改革の重要な一環としての人頭税の導入について、その基礎過程を概観する機会を得た⁽⁷⁾。そこでは、この税制改革の諸過程をクロノロジカルに辿ることに重点が置かれたのだが、併せて改革が農村に及ぼした否定的側面についても、不十分ながら触れることができた。本稿は、前稿においてごく簡単にしか言及しえなかった人頭税の導入の前提について、より詳しい検討を加えるものだが、この作業は、そのまま北方戦争下における農村の荒廃の一端を明らかにするはずである⁽⁸⁾。

- (一) R. Wittam. Peter I. Czar und Kaiser. Zur Geschichte Peters Großen in seiner Zeit. Bd. 2, S. 99.
- (二) Л. А. Никифоров. Россия в системе европейских держав в первой четверти XVIIIв. «Россия в период реформ Петра I» сб. ст. М., 1973. с. 9-39.
- (三) Там же, с. 37. С. М. Соловьев. История России с древнейших времен, кн. IX, М., с. 321, 541.
- (四) Klaus Zernack. Das Zeitalter der nordischen Kriege von 1558 bis 1809 als frühneuzeitliche Geschichtsepoche. «Zeitschrift für Historische Forschung» 1974. Heft. 1. SS. 55-79.
- (五) 同他、次の論文を参照。K. Zernack. Von Stolbovo nach Ny stad. Rußland und die Ostsee in der Politik des 17. und 18. Jahrhunderts. «Jahrbuch für Geschichte Osteuropas» N. F. 20, 1972. ders. Schweden als europäischen Großmacht der frühen Neuzeit. «Historische Zeitschrift» Bd. 232, 1981.
- (六) John Perry. The State of Russia under the Present Czar. London, 1716. (rep. 1967.) p. 27.
- (七) 拙稿「人頭税の導入について——ヴォートル改革期農村社会の予備的考察」、『社会学研究』二一号、一九八二年。
- (八) 本稿も、若干の基礎的な史料を除くと、従来の諸文献を可能な限りフォローした「予備的考察」にすぎないが、とりわけこの問題に関する唯一の包括的研究であるシロチコフの著作に負う所が大きかった。M. B. Ключков. Население России

при Петре Великом по переписям того времени. т. I. Переписи дворов и населения (1678-1721). СПб., 1911. 435с.

二 一七二〇年の世帯調査

ピョートル一世による改革事業の主要なものが、その後期に開始されたことは、よく知られている。中央官庁（コレギヤ）の設置や、地方の行政、裁判の改革、官等表、等々、いずれも一七一八年以降、即ち北方戦争の勝利の確かな展望のなかで着手されたのである。⁹⁾だが、ポルタヴァもやはり、この点で画期の一つであったことも否定できない。即ちこの戦いに勝利したピョートル政府は、その後内政により強い関心を示すようになるのである。一七〇九—一〇年に発足した新しい地方行政制度、即ち県（губерния）がそれである。そしてこの地方制度の整備、即ちより効果的な納税と監視を狙いとした県制度の導入にさいして、久しく放任されていた全国的規模での世帯Ⅱ担税住民の調査が実施されたことは、十分に合点のいくことである。我々の考察の出発点は、この世帯調査の結果にあるのだが、ただちにその検討に入る前に、一七世紀における担税住民調査の在り方について概観しておこう。けだし、ピョートルの時代に繰り返し実施された大がかりな調査（一七〇九—一〇年の世帯調査、一七一五—一七年のランドラート調査、そして一七一九—二四年の人口調査）でも、基本的には前世紀の方法が踏襲されたからである。

モスクワ国家の手になる最初の担税住民調査、そしてその際のビザンツ、及びとりわけタールの影響、といった問題は、独自の考察を必要とする。¹⁰⁾既に一七世紀のロシアでは、調査は様々な原因によって、なかば恒常的に実施されていたが、ここではその方法についてみることにしたい。「動乱時代」をはじめとする相次ぐ戦乱、その結果とし

ての国土の荒廃や住民の絶え間ない移動と逃亡、これらは、地域住民の数を彼らの経済状態に著しい変化をもたらした。更に、伝染病、火災、旱魃、そして飢饉などの偶発的というには余りに身近かな出来事も、これに大きく与つた⁽¹¹⁾。こうした結果、政府は、たえず以前の土地台帳及び調査簿の修正を、あるいはその新たな作成の必要に迫られていた。また地方の住民側も、世帯数の減少によって生じた租税の規模と現存の担税住民との間の著しいギャップについて、しばしば新しい調査の実施を嘆願したのである⁽¹²⁾。こうして、まず一六二〇年代末から三〇年代にかけて、「動乱時代」以後ようやく回復の萌しをみてとった政府は、調査の実施に踏み切った。ついで一六四六―四八年に行なわれた調査が、ロシア農民の最終的な土地緊縛と関連していたことは、云うまでもない。そして一六七八―七九年には、「世帯税」の導入に関連して、再び調査簿の作成が行なわれたのである⁽¹³⁾。

以上は、いずれも全国規模での調査であったが、これとは別に、何らかの事情によって零落した地域(町、郡)について個別の調査が実施された場合も、しばしばあった。これは、「ノーマルでない経営」の発生によって惹き起こされた当該地域の担税能力と租税額との著しい不一致を除去するのが目的であり、したがってこの結果作成された「巡察調簿」(Дозорная книга)は、一時的なものであった⁽¹⁴⁾。担税能力の回復は、それを不要としたからである。こうした局地的なものを含めると、一七世紀を通じて、たえず、どこかの地域が調査されていたといっても過言ではないのである。だが当時の交通手段の未発展、そして作業の緩慢は、調査の同時性という在るべき姿からは大きくかけ離れていた。ある地域の調査には二、三年、時には八―一〇年もが掛つてやされた。ウラジミール郡では、一六三七―四七年、即ち一年もの間、調査が続けられたのである⁽¹⁵⁾。また調査の全面性という点でも、一七世紀のそれには多くの欠陥があった。若干の地域は、しばしば調査対象とされる一方、長期間にわたって、調査が実施されない地域も生じた。オロネツ地方には、一六二七―七六年、即ち半世紀間、調査官が足を踏み入れることがなかったのである⁽¹⁶⁾。

加えて調査は、甚だしく不定期であった。こうして、一七世紀の担税住民調査は、調査に求められる同時性、全面性、定期性といういずれの条件においても、著しく欠ける所があったのである。⁽¹⁷⁾

ところで一七世紀のロシアには、むろん担税住民調査にあたる恒常的な政府機関が存在したわけではなかった。調査は、もしそれが全国規模のものであれば、中央から調査官が任命され、派遣されたのである。以前の狭い宮廷付きの仕事から、次第に形成期の絶対主義が必要とした「行政のためのカードル」として多様な仕事についていた大膳官(Стольник)⁽¹⁸⁾、宮内官(Околынич)⁽¹⁸⁾、あるいは士族層が、こうした調査官に任せられた。彼らは若干名の書記官を伴い、訓令と調査簿の写しをもって任地へ赴いた。⁽¹⁹⁾ 訓令は、調査にあたって必須な事項を記した規則の総覧であっただけでなく、地方住民に対して、彼らの活動を合法化させる文書でもあった。⁽²⁰⁾ 地方長官は、調査にさいして住民が従順であるよう監視し、調査官に対しては、必要な書類、紙、インク、ロウソクの類を提供した。更に作業に係わる雑役に自己の管轄下の下級役人(砲手、門番、銃兵隊員、等々)をも手伝わせたのである。⁽²¹⁾ 調査にあたって、調査官は、まず全住民の前で訓令を読み上げ、そして何事も隠しだてしないよう指示した。彼らの任務は、土地あるいは世帯に住民の登録であったが、新しく入植した住民に課税し、旧来の税額を現状に合わせて増減し、また地域住民の経済状態にも注意を払った。換言すると、彼らは、当該地域における臨時の財務機関であり、時には土地所有をめぐる係争を審理し、そして判決を下したのである。⁽²²⁾ しかし、彼らの滞在中の諸経費は、食糧から薪代に至るまで、住民から徴集されるのが普通であった。したがって地域住民は、この特別の、大きな出費を伴う調査官の派遣を嫌い、地方長官による調査の実施を求めて嘆願したのである。⁽²³⁾

さて、ほば以上のような形で実施された一七世紀の調査、そして結果として作成された土地台調や調査簿に対して、我々は現代の統計資料のような正確さを求める訳にいかない。調査官のなかには、たえず調査に従事し、精通した一

種の専門家がいた。⁽²⁴⁾だがこうした専門家が存在し、そして調査官が誠実に職務にあたり、また地域住民がその有りのままを調査官に示した場合でさえ、調査には、しばしば著しい脱漏や誤りが生じたのである。一六四六年のウラジーミル郡の御料地の調査簿によると、農民三、七八九世帯（男七、〇九七人）、ポプイリ二一九世帯（二八〇人）とある。ところが、実際の計算では、農民三、四四五世帯（男七、一一一人）、ポプイリ二七八世帯（男三五一人）、となる。即ち農民世帯では、マイナス一〇%、ポプイリ世帯ではプラス二〇%、という単純な計算ミスが発見されるのである。⁽²⁵⁾

しかも多くの場合、一方で調査官の不正は跡をたたなかつたし、他方で住民側も、あらゆる手段を講じて、調査を回避し、そして租税の軽減をはかった。まず後者に關して云うなら、ある町の商工地区住民は、調査期間中、自分の親類や隣人の所へ身を寄せ、自分の世帯を「空白」と偽った。時には近隣の町、更にはモスクワへ移るものさえいた。また町に残ったものも多くも、実際より少なく申告したり、偽りの申告をした。他方で郡部の領主も、しばしば自己の封地を「世襲領」と偽ったり、ニセの境界を示したり、また所領規模を減らして（あるいは増して）申告した。世帯税の導入に伴って、土地の規模よりも、所領に住む農民世帯数が問題になった時、領主（及び農民）たちは数世帯を一世帯にまとめ、農民をホロップと偽ったのである。⁽²⁶⁾調査のたびごとに繰返された地域住民のこうした不正に加え、調査官の怠慢や無知も、これを助長した。更に調査官自ら賄賂をとることも、決して稀な現象ではなかった。政府は調査官を、彼の所領がある郡へ派遣しないこと、また体刑や所領（半分）の没収などの厳しい態度でのぞんだのである。⁽²⁷⁾

ところで、世帯税の導入に伴って実施された一六七六年から一六七八年末にかけての全国規模での世帯調査は、担税住民として商工地区住民、農民、ポプイリの他、「裏庭人」（Задворные люди）というホロップ身分の一部分を課税対象とした点で大きな意味を持つものであった。⁽²⁸⁾そしてその結果として作成された「一八六年の調査簿」は、そ

の後の直接税の主要な基礎であったし、更にまたピョートル政府による大量の兵士、労働者の徴用も、これに基いて割当てられた。同様に、行政区画の再編にさいして基礎として用いられた数字も、「一八六年の調査簿」であったのである。だがその後、たとえ局地的なものにせよ、また若干のカテゴリの住民に限定されたものであったにせよ、調査事業 (перепись домо) は、必要に応じて行なわれていた。一六八九年、ノヴゴロドの地方長官は、シェロンスカヤ地区の入植者の調査を指示されたし、一七〇三年、ドン河流域のカザーク都市には、二人の大膳官が、「カザークの古参住民」とその地域に集中している「新参者」の審問と調査に派遣された。⁽²⁹⁾更に、アストラハン(一七〇〇年)、シベリア(一六九七年)、モスクワ郡(一七〇四年)といったかなり広範囲な地域の調査が計画される一方で、一六九三年には、全国の商工地区住民の調査が実施されている。⁽³⁰⁾こうした調査が、既述のような、既に登録済みの担税住民の監視と並んで、新たな住民への課税を狙ったものであったことは明らかである。この他、ある地域で発生した経済状態の変化に関する特別の調査、即ち巡察も従来通り実施された。一七〇七年六月には、「いろいろな官位の人々の嘆願により」、モスクワの火災で焼失し、荒廃した世帯についての調査、そしてオブイスクを「宮内官」に指示した勅令が出された。そして、その結果が判明し勅令が出されるまで、「こうした世帯からの貨幣は、取ってはならない」と。⁽³¹⁾しかしながら、一六七八年以来の約三〇年間、全国規模の担税住民調査は実施されなかった。国家による諸々の租税は、いぜん「一八六年の調査簿」の数字に基いて行なわれていた。しかもその数字は、地域によっては既に現実とは大きな差異が生じていたのである。

さて本節の冒頭で示したように、ポルタヴァの勝利ののち、ピョートル政府の眼は、より強く内政に注がれることになった。その最初のものが新しい行政区画としての県制度の導入であった。この時代の他の行政改革がそうであったように、その最も強力なモチーヴの一つは、租税収入の増加にあったのであり、⁽³²⁾そして全国規模での新しい担税

住民調査も、これと密接に関連していたのである。以下では、この新しい調査について検討することにしよう。

一七〇六年、スウェーデンから奪取したバルト海沿岸地域は、新たにインゲルマンランド県（のち一七二〇年から聖ペテルブルグ県）として発足したが（県知事A・J・メーンシコフ、ラントリヒテルЯ・リムスキー||コルサコフ）、この県に対するピョートル政府の最初の指示が、世帯調査の実施であった。⁽³³⁾ 次いで一七〇八年から〇九年にかけて、「すべての民衆の福祉のために」、というその後繰り返し用いられるスローガンの下に、他の七県が発足した（正式には一七一〇年）。そしてここでも、ほぼ同時に新しい調査が指示されたのである。のちに「一七〇九年と一七一〇年の調査簿」と称される場合にも示されているように、多くの県では、調査は一七〇九年から開始されたが、当初そこには明確な規定がなかった。だが一七一〇年二月の勅令は、今回の調査を新たに任命された県知事に委ねるところとし、併せてその早急な実施を指示したのである。⁽³⁴⁾ こうした結果、一七一一年初には、聖ペテルブルグ県が、いち早くその結果を一覧表（Таблица）に作成したうえ提出したのを始め、多くの県では、調査は一七一一年末までに終了した。だが、シベリア県は一七一四年と大幅に遅れ、またアゾフ県も、一七一二年四月ようやく提出できた。したがって、元老院が送られてきた一覧表に基いて、調査の最終的結果を知ったのは、既に一七一四年であった。⁽³⁵⁾

今回の調査は、一六七八年のそれと較べて、若干の新しい要素を含んでいた。即ち調査対象としては、商工地区住民、農民、ボブイリ、裏庭人と奉公人の世帯がその主要なものであったが、これに加えて、キーエフ、アゾフ等の南部の辺境に居住する下級の勤務人——都市士族、小貴族、郷士、砲手、ザチンシチク、門番、等々——が、新しく調査に含められたのである。⁽³⁶⁾ また調査内容にも新しい点がみられた。即ち、調査が単に世帯とその男子住民数だけでなく、女子の住民も含められた。⁽³⁷⁾ これは必ずしも守られなかったが、キーエフ県では、ある資料によると、「調査においては、一人の赤子も書き漏してはならない」と指示されたのである。⁽³⁸⁾ だがこの一七一〇年の調査簿の内容について

ては、それがほとんど公けにされていないことによつて、多くを知りえない。以下では、教科書用に編集された史料集のなかから、その一部分だけを紹介しておこう。一七〇九—一〇年に、北ロシアはロマシエフスカヤ郷の国有地、コクシエンスカヤ地区の調査簿は、次のような形式と内容を持っている。⁽³⁹⁾

ペントウソフスカヤ部落。フィリプ・ミハイロフの世帯。彼は死亡し、今その世帯と土地を、相続により彼の息子ミトロファンが所有している。彼ミトロファンは五〇歳、彼には息子フョードル三〇歳があり、内風呂を持っている。ヴァシリイ・ステバノフの世帯。彼ヴァシリイは六〇歳、彼には息子ペレフィレイ二〇歳があり、内風呂を持っている。グリゴリイ・ヴァシリエフの世帯。彼は死亡し、いまその世帯と土地を、売券によりサヴィンが所有している。彼は四〇歳で、彼には息子イヴァン三歳があり、内風呂を持つ。グラス・プロホロフの世帯。彼は過去にシペリアの町へ出掛け、いまその世帯と土地は、譲渡状によりクジマ・ノヴァノフが所有している。彼クジマは三〇歳。……同じ部落のイヴァン・プロホロフの世帯と土地は、彼の死後その世帯と土地を所有していたフョードル・イヴァノフが放棄して空になった。オシブ・ヴァシリエフの世帯と土地。彼は過去にモスクワへ出掛け、その後その世帯と土地を所有していたアンドレイ・ミニエフが放棄して空になった。……選抜農民の証言によると、それらの世帯とチャグロ地は、過去七〇八年に荒廢して、それらの世帯と土地の所有主は、放浪している。

北ロシアの国有地の一部落ペントウソフ部落では、こうして一八六年の調査簿とは、世帯主——史料の冒頭に示された——が、死亡し相続、あるいは売買と譲渡により変わったが、⁽⁴⁰⁾四世帯はそのままであり、他方で前回の調査後に発生した二世帯は、間もなく放棄され、空になったこと、を示している。この史料には、女子はもちろん、男子も世帯主とその後継ぎの名前と年齢が記されているだけであるが、調査人自身は、ロマシエフスカヤ郷全体について、二

二部落、四四世帯（男子一二五人）、その内訳は、一七人（一〇―一五歳）、八一人（一五―六〇歳）、身体障害者と老人が一人、残り二五人は一〇歳以下、と集計した。そして「一八六年の調査簿に較べて」三八世帯が減少し、一五世帯は空であり、したがって五三世帯、一〇八人の減少、これが調査の結論であった。⁽⁴¹⁾ 何故、こうした大幅な減少がみられたのかは、次節以下の課題である。だがこの断片的な史料のなかでも、アゾフ、ペテルブルグへ兵士として取られたという指摘、あるいはそれを契機として一家が四散し、行方が知れない、家々の間を放浪している、という多くの指摘に出会うことだけ確認しておきたい。⁽⁴²⁾

だがこの調査にあたってピョートル政府は、「三〇年間における担税住民の増加を固く信じて」いた。⁽⁴³⁾ ハノーヴァーの使節フリードリヒ・ヴェーバーによると、「一七一〇年まで、人はツァーリ、フォードル・アレクセイヴィチ政府のもとで一六七九年に作成された調査簿に基いて、課税された。しかし、その時以来、住民は著しく増加したに違いないという確信を抱いた」⁽⁴⁴⁾。実際、一七〇六―〇七年のインゲルマンランド県での調査においては、「一八六年の調査簿」以外の「余分」(наличное) が明らかにされていたのである。⁽⁴⁵⁾ と同時に政府には、その調査結果について必ずしも樂觀をゆるさない報告も、既に届いていた。例えば一七一〇年二月、モスクワのある聖界所領は、「一八六年の調査簿」以後発生した荒廃、そして世帯の「空白」のため、残された住民は、割当て通りの食糧、兵士、労働者を納めることができない、と述べた。⁽⁴⁶⁾ こうした報告は、政府に、たとえ望ましい調査結果に対する期待をすっかり放棄させるものではなかったにせよ、少くとも世帯課税単位の著しい増加への確信に水を差すものであった。そして結局、世帯数の増加に対する政府の期待は、大きく裏切られた。表Ⅰに示されたように「一八六年の調査簿」に比較して、じつに約二〇%もの大幅な減少を示したのである。⁽⁴⁷⁾ シベリア県を例外として、僅かにせよ増加したのは、キーエフ、カザンという南部の二県であったが、それは、北部のアルハンゲロゴロド、聖ペテルブルグの両県での著しい減少を

表1 世帯調査とその比較 (1710年・1678年)

	1678	1710	増減	%
アルハンゲロゴロド	99,601	59,939	- 39,939	-40
聖ペテルブルグ	178,160	105,977	- 72,183	-40.3
スモレンスク	44,555	35,130	- 9,425	-21.2
モスクワ	253,973	190,826	- 63,147	-24
キーエフ	31,929	32,772	+ 843	+ 2.6
アゾフ	41,520	36,434	- 5,085	-12.2
カザン	100,128	114,974	+ 14,846	+14.8
シベリア	39,445	59,360	+ 19,915	+47.9
	789,311	635,412	-153,899	-19.5

Клочков. Указ. соч. с. 78.

埋めるには程遠かった。またスモレンスク県の減少は、全体では二・二%であったが、国境のスモレンスク郡のそれは四六%にもはね上った。スウェーデン軍の侵攻のさいに、この地域が戦場と化したからである。モスクワ県も約二四%の減少を示したが、首都の半径一〇〇—一二〇ヴェルスタ圏内では、せいぜい減少は三%程度にとどまった。これに對して、より北に位置した諸地域では、例えばリホフスク郡の五五%のように、著しい減少を示したのである。⁽⁴⁸⁾ こうして、世帯調査は、大雑捉にいつて、ロシア北西部の諸地域における著しい減少を明らかにしたのである。

一七一〇年の担税住民調査は、こうして世帯の「夥しい空白」(многая пустота)を明らかにした。更にこの調査後も、各地から住民が世帯を棄てて逃亡している、あるいは残された村人も担いきれない負担のため、放浪している、という報告が相次いで寄せられたのである。⁽⁴⁹⁾ だがこの点に入る前に、一七一〇年の調査簿にあらわれた結果について、詳しく検討することにした。⁽⁵⁰⁾

(9) 制度改革の全体についての簡潔な叙述として、次の文献を参照。Н. П. Ерощкин. История государственных учреждений дореволюционной России. 3-е изд. М., 1983. с. 71-95.

(10) 以下の整理は、次の文献に負う所が大きい。А. С. Лаппо-Данилевс-

- кий. Организация прямого обложения в Московском государстве со времен смуты до эпохи преобразований. СПб., 1890. Ю. В. Голье. Замосковский край в XV Пв. 2-ое изд. М., 1937.
- (11) 代表的には1601—1603年の大飢饉がある。В. И. Корещкий. Формирование крепостного права и первая крестьянская война в России. М., 1975. гл. 3.
- (12) Лаппо-Данилевский. Указ. соч., с. 181-182.
- (13) Там же, с. 183. これらは、いずれもロシア農奴制の形成にとって重要な意義を持つ調査であるが、その詳述は本稿の課外である。「土地台帳」は、それ自体は担税住民の調査を目的としたものではないが、この土地及び小営業の帳簿に、「ナロード」の調査」が混入したのである。
- (14) Там же, с. 190.
- (15) Там же, с. 192.
- (16) Там же.
- (17) この点で、一八一—一九世紀前半の人口調査(全一〇回)は、多少の欠陥はあったにせよ、こうした条件をほぼ兼備したものである。В. М. Кабузан. Изменения в размещении населения России в XVIII—первой половине XIX в. М., 1971.
- (18) И. Ю. Айрапетян. Стольники как одна из категорий феодальной аристократии в 80-х гг. XVIIв. «Вестник МГУ» сер. 8. 1980, №. 6. с. 74-75, 79.
- (19) Лаппо-Данилевский. Указ. соч., с. 193-194. 少数の世帯の「巡察」や補充的な登録にせよしては、しほしは調査は地方長官に委ねられた。
- (20) Там же. 特別な訓令を作成せず、当該地域の地方長官が、領主や彼の領地管理人、村長に対して、村長以下の農民が調査に従順であるべきことを指示した「服従文書」(послушная память)を与える場合もあった。
- (21) Там же, с. 195-199.
- (22) Там же, с. 201-202.

- (23) Там же, с. 203-204. いろいろな地域の住民とは、必ずしも農民や商工地区住民だけでなく、領主層をも含む。
- (24) Там же, с. 194.
- (25) Голье. Указ. соч., с. 40. Чортенеによると、調査簿の総計に、完全さや正確さを求めるのは無理であり、それらは「真実に甚だ近う」、「現実の若干の反映」として見られるべきだ。(Там же, с. 38-49)
- (26) Лапо-Данилевский. Указ. соч., с. 208-209.
- (27) Там же, с. 210-214.
- (28) 調査官に与えられた訓令によると、その実施は次のように説明されている。現在、一六四六年の調査簿に基いて租税が徴集されているが、町の多くでは、商工地区住民が勤務にとらわれたり、零落している。郡部では、領主が農民を他郡にある自分の所領に連れ出していたり、あるいは伝染病や逃亡によって、村々は「人が少なくなり、荒廃した」ためである」と。Р.Е. Водарский. Население России в конце XVII-начале XVIIIвека. М., 1977. с. 22-24. なお、ポタルスキーは、この調査での「隠匿」(утайка)の規模については、のちの第二回人口調査のそれと同じ程度、即ち約二五%と推測したが、調査簿には、実際の七五%しか登録されなかった」と指摘している。(Там же, с. 49, 51-53)
- (29) Ключков. Указ. соч., с. 3-4.
- (30) Там же, с. 12-16.
- (31) Полное Собрание Законов Российского Империи. (Датее-ПС) СПб., 1830. т. IV No. 2150, с. 381-382.
- (32) 租税収入の増加と並んで、大量の逃亡、アストラハン、ドン、バシキリアでの蜂起に示された民衆の諸々の不満に対して、古い地方行政機関は、既に敏速で効果的な「階級的制裁」を取ることができなくなったことにある。Ерошкин. Указ. соч., с. 87-89.
- (33) Ключков. Указ. соч., с. 20-22. なぎスウェーデン統治時代(一六一〇—一七〇三)を含めて、この地域の歴史については、次の著作を参照。Erik Amburger. Ingermanland. Eine junge Provinz Rußlands im Wirkungsbereich der Residenz und Weltstadt St. Petersburg-Leningrad. (Köln, 1980) SS. 37-47.

- (35) ПСЗ, т. IV. No. 2253, с. 478. Ключков. Указ. соч., с. 23-29.
- (36) ノンノ県での調査経過については詳しい報告が残されており、そこでは「隠匿」や「脱漏」が生じないように、一七二一年一月までに終えるよう指示された。Ключков. Указ. соч., с. 31-36, 40-43.
- (36) 郷士は、君主の勤務人であったが、現実の社会経済状態においては、本質的に農民的な、「生活様式」をとっていた。改革は、こうした中世から受け継いだアミルフな社会構造、集団を解体し、「勤務」か「納税」か、のどちらかにふり分けた。
- 46 詳しうて、Е. В. Анисимов. Податская реформа Петра I. Л., 1982. с. 165-189.
- (37) Ключков. Указ. соч., с. 37.
- (38) Там же.
- (39) П. А. Колесников. Северная Русь. (Архивные источники по истории Европейского Севера России XVIII-в.) Вологда, 1973. с. 41-58.
- (40) 周知のやうに、北ロシヤの国有地村落では、農民的土地所有が成立しており、土地は売買、譲渡、抵当の対象であった。拙稿「一六・一七世紀北ロシヤの修道院と農民闘争」、『人文研究』(小樽商科大学)五九輯、一九七九年、参照。
- (41) Колесников. Указ. соч., с. 57-58. 其他に、教会とやの住民(оброчный поп, дьячек, пономарь, уечный, нищий)がいた。
- (42) Там же. «скипаюца в мире», «разбрелись в мир безвестно», «взят в солдаты под Азон».
- (43) В. О. Ключевский. Сочинения. т. IV. М., 1958. с. 128
- (44) Friedrich. Ch. Weber. The Present State of Russia. 2 vols. (London, 1722-1727 reprint. 1966). vol. 1, p. 62. 本巻のフロンテナミダダ. Das veränderte Rußland (Frankfurt and Leipzig, 1721)
- (45) Ключков. Указ. соч., с. 44. П. Н. Милоков. Государственное хозяйство в первой четверти XVIII столетия и Реформа Петра Великого. СПб., 2-ое. 1905. с. 185.
- (46) Ключков. Указ. соч., с. 45.

(47) クロチコフの表は、拙稿「人頭税の導入について」二六七頁に掲げたミリュコフのそれと、若干の相違はあるが——例えば、カザン県は、ミリュコフの表では一一九、〇五六世帯（一七二〇年）であり、したがって④一六・九%となる——、その他の点は、同一である。Милюков. Указ. соч., с. 201-202.

(48) Ключков. Указ. соч., с. 71-74. 他方で、調査は、この表に現われていない、若干の住民カテゴリー、即ち今回はじめて調査対象となった辺境の下級勤務人の世帯数も示した。キーエフ県では一六、二〇五世帯の郷土、アゾフ県では二二、一一人世帯の様々な下級勤務人の世帯を示した。もしその全体（三八、三三三世帯）を一七二〇年の調査簿の総計に加えるならば、その減少は、若干緩和される（マインス—四・六%）。（Там же, с. 79）Н. К. Ткарев. Из истории однопорочия в XVIIIв. «Археологический Ежегодник за 1960.» М., 1961.

(49) クロチコフによると、一七二〇年から五年間で、新たに発生した世帯の「空白」は六、〇〇〇以上に及んだ。したがって、一七二〇年の調査簿が、約五分の一の減少を示したならば、一七一一—一六年には、一六七八年の調査と比較して、ほとんど三分の一減に近づいたであろう、と推測している。（Ключков. Указ. соч., с. 79-83.）

(50) なお前掲拙稿「人頭税の導入について」は、ミリュコフに依る所が大きかったが、以下ではそれとの重複をさけた（二六七—二七五頁、参照）。

三 「空白」の諸原因（その一）

全国的な世帯調査がまだ完了していない一七二一年六月二〇日、元老院は、これまで何度もそうしたように、「すべての県から」、「二〇、〇〇〇人の兵士と彼らに支給される軍服、貨幣、食糧、及び七、〇〇〇頭の馬を、以前に應じて徴集すること」を決定し、各県にそのすみやかな実施を指示した。⁽⁵¹⁾ その内訳は次の通りである。

兵士（人） 馬（頭）

聖ペテルブルグ 四、四一一 一、五四六

モスクワ	六、〇九六	二、一三六
キーエフ	六八五	二四〇
スモレンスク	一、二二三	四三二
アルハンゲロゴロド	二、五三四	八八八
カザン	二、八七七	一、〇〇八
アゾフ	一、〇二七	三六〇
シベリア	一、二二三	四三二
合計	二〇、〇九六	七、〇四二

「一八六年の調査簿」に基いて割当てられたこの指示が出された二日後の六月二二日、聖ペテルブルグ県知事A・J・メーンシコフは、県内の現状をつたえた「特別の報告」を添えた手紙を元老院に送った。⁽⁵²⁾その内容は、大きく次の三点に要約できる。

(一) 聖ペテルブルグ県には、「七〇七、七〇九、七一〇年の調査によると、一〇五、九七七世帯の存在が明らかにされたが、これは以前の調査簿と較べると、七二、一八三世帯の減少である。だが減少は、これにとどまらない。調査後にブスコフ、トルジョクの町、ノヴゴロド、スタロルスの各郡で疫病が発生し、そのため上述の「現存数のなかから、人々が死亡し、世帯は、数多く空になった」。「最低に見積っても」、それは一六、八九七世帯に達し、したがって調査時の減少に加えると、八九、〇八〇世帯にもなる。しかしながら、元老院が指示する兵士、運搬夫役、貨幣、穀物、その他のあらゆる徴集は、「一八六年の調査簿」の「真の世帯数」に応じて賦課されている。「こうした背負いきれない負担のため、郡の残りの人々も四散、放浪し、世帯は空になっている」。

(二) 更にこの年、県内では火災があり、「ヤロスラウリとカーシンの町は、ほとんど完全に焼け落ちた」。また現在、「到る所で、盗賊が増えて」おり、トヴェーリ、ペロゼルスク、ポシエホーニエ、などの各郡では、盗賊が「大きな集団をなして徘徊し、多くの村々を強奪し、放火した」。聖ペテルブルグへ派遣された労働者や職人、町や郡部の住民、あらゆる旅人を略奪し、殴打し、苦しみを与え、しかも多くの人々を殺害した。こうした盗賊を捕えるために、町からは勤務人が送り出された。以上のような状況の下で、「郡の住民からの定額、及び他の諸貢租の徴集、及び兵士の徴用、職人や労働者の派遣は、まったく途絶えている」。

(三) 県知事は、こうして「いまだ癒されていない」県内の荒廃と無秩序の指摘に加えて、対外的な危険にも言及した。即ち「フィンランドにいる敵軍は、行動を開始し、既にここからすぐ近くに現われている」。「スウェーデン軍の若干は、ネヴァ河をこえて進み、多くの婦女子に暴行をはたらき、幾つかのレンガ工場に放火し、労働者の若干を殺害し、そして追い散らした」。

メーンシコフの手紙は、以上のように聖ペテルブルグ県がおかれていた危機的状況を詳しく報告し、対外的安全のために、県内のすべての兵士をここへ派遣すること、そしてとりわけ「当地の民衆の貧困と零落のために」、今回元老院が割り当てた兵士と馬の徴用を見合わせてくれるよう要請したのである。これを受けて元老院は、六月三〇日、次のような決定を下した。即ち「聖ペテルブルグ県からは、兵士と馬を徴集しない。ただし、この県では、過去の年の疫病、火災、盗賊のために、多くの地方が荒廃したからである」。こうして、メーンシコフの要求は、全面的に認められた。だが急いで付け加えておかなければならないのは、元老院が全体の割当を白紙に戻し、こんどは「聖ペテルブルグ県を除いて」、同じ規模を他県に割増して、賦課したことである。即ち、聖ペテルブルグ県に当初割り当てられた兵士と馬は、残りの全県に、二、三割から五割増しとなってはね返ったのである。⁽³³⁾

聖ペテルブルグ県知事メーンシコフの手紙は、幾つかの点で甚だ興味深い。まずポルタヴァの戦ののちも、ロシアは局地的にせよスウェーデン軍の侵攻にさらされており、その警戒を緩める訳にはいかなかったこと、である。これと関連して、兵士はもちろん、馬の徴集も、その後も大規模なたちちでいぜん継続されていたことも示している。更に、前節の末尾でも触れたように、一七一〇年の調査以後も、様々な原因により世帯の減少が進行したことも、この手紙は明確に指摘しているのである。そして最後に、メーンシコフの手紙を、一七〇〇年以後の約一〇年間、ロシア全国が置かれていた状況を、凝縮した形で示したものと見ることも可能であろう。前節で指摘した一七一〇年の世帯調査のネガティブな結果を招いた諸要因が、この手紙には、ほぼ出揃っているからである。本節では、大幅な世帯の減少を惹き起した原因と目されるものから、その主要なものを取り上げ、より細かく検討することにした。

世帯の「空白」の主要な原因として、戦争が引き起した直接の影響を挙げることには、おそらく異論はないであろう。戦争の前半期、ロシアの北西部は、局地的に戦場と化した。スウェーデン軍は、およそ敵軍の侵攻のさいには大抵そうであったように、進攻した地域の住民から掠奪し、彼らを殺害し、彼らの家々を破壊した。村の農民は、自分の家そして経営を棄てて、森へ逃げた。敵軍が去った後の村は、しばしば焼け跡同然であり、再び耕地を起す手段も力もない村人には、放浪し、乞食するしかなかった。ノヴゴロド郡のある農民の君主への嘆願書（一七一八年）には、こうした悲惨な状況がリアルに描かれている。即ち「過去、敵のスウェーデン軍が、汝、君主の国へ入り、ヴォドスカヤ地区で神の教会や我が領主の館、及び村に放火し、残りなく零落させ、穀物は、生育中のものも、脱穀したのも運び去り、すべての家畜を追い立て、農民を殺し、傷を負わせ、捕虜にとった。こうした大きな堪え難い零落と死の恐怖のために、多くの農民は、どこか知らない他所の地方へ四散し、放浪している。……」⁽³⁴⁾。一般的にいうと、のちに聖ペテルブルグ県に含められた町や郡部が、しばしば襲撃をうけ、荒廃した。またスモレンスクとその近隣の

町や郡部も、同様の被害を蒙った。けだし、ザクセンを出発したカール二世のスウェーデン軍が、再びロシア軍と相対したのが、この地域一帯であったからである。⁽⁵⁵⁾

しかしながら、敵軍の侵攻による荒廃は、ロシア北西部にとってさえ局地的な現象であった。北西部を含む大部分の地域は、こうした直接的被害を免れていたのである。したがって、我々の眼も外から内へ、即ち農村内部における戦争の影響という問題に向けられねばならない。そしてその時、まず第一に浮び上ってくるのが徴兵の問題である。当時ヨーロッパ随一の軍隊を擁するスウェーデンとの戦いには、さし当って大量の兵士を必要とした。政府は、それを農村に求めたのである。軍隊に対するピョートルの「特別の関心」といわれるものの源は、何よりも現実の、差し迫った侵略の脅威に由来したのである。我々は、まずこの時代における徴兵制度の形成について、多少詳しく辿ることにしよう。

ロシアにおける常備軍の形成は、北方戦争の前夜、慌しくその第一歩を踏み出した、といわれる。即ち一六九九年一月の二つの勅令によって、政府は、一方であらゆる自由人から「志願兵」を募り、他方ですべての聖俗所領から「徴募兵」(Даточные люди)の徴用を指示した。⁽⁵⁶⁾後者に関していえば、聖界所領においては二五世帯から一人、世俗領では三〇世帯から一人、合計一四、七五六人が予定されたのである。⁽⁵⁷⁾だがこうした「徴兵」は、決して初めてでなく、既に実証済みの「祖国の経験」⁽⁵⁸⁾を利用したにすぎなかったことに注意したい。例えば、ウクライナをめぐるポーランドとの一三年間の戦争(一六五四—一六六七)において、当時のアレクセイ・ミハイロヴィチ政府は、三度にわたって全国的な徴兵を実施した。まず一六五八—一五九九年には、調査簿(一六四六年)に基づき、二五世帯から一人の「徴募歩兵」(Даточный пеший человек)を、合計一八、〇〇〇人、一六六〇年には、二〇世帯から一人と、その基準は強化された。同様にして一六七八年のトルコ、クリミア・タタールとの闘いに際しても、全国的な徴兵が実

施されたのである。⁽⁵⁹⁾だが一七世紀後半のこうした「徴兵」は、原則的には一時的なものであり、平時には兵士たちは村へ帰された。⁽⁶⁰⁾したがって、一六九九年の徴兵についても、兵士Ⅱ農民はもちろん、領主も、数カ月後には、再び農民としての生活に戻ることが出来ると考えており、また政府も、この点について何ら特別な指示をしなかった。だが、期間が過ぎて、兵士は村へ帰されなかった。領主は、自己の農民の返還を求めて総理府 (Генеральный двор) へ嘆願し、他方で、徴兵された兵士も、領主が自分の妻子や親族の扶養を拒んでいる、と訴えたのである。⁽⁶¹⁾

このようにして開始された徴兵は、一七〇〇年末には、二二、五一三人(徴募兵一〇、七二七人、志願兵一一、七八七人)に達した。⁽⁶²⁾翌一七〇一年には、ナルヴァでの敗戦により失った兵士の補充のため一〇、〇〇〇人、更に一七〇二—〇三年にも多くの農民、商工地区住民は、兵役につかねばならなかった。一七〇三年一〇月には、あらゆる宮位の勤務人、商人は、彼らの屋敷下人 (Дворовые люди) と使用人 (Деловые люди) についての申告書の提出を求められ、そして前者については五人につき一人、後者は七人につき一人が兵士に徴用された(但し三〇歳以上)⁽⁶³⁾。しかしながら、これまでの段階においては、徴兵の基準にせよ、その対象にせよ、その都度設定されたのであって、一定の規則はなかった。いわば、場当りの徴兵にすぎなかったのである。

一七〇五年二月二〇日付の勅令は、従来の不規則な徴兵に、一定の明確な基準を設けた点で、徴兵制の真の発足として位置づけることができる。即ち勅令は、まず全ゆるカテゴリーの担税住民(商工地区民、農民、ボイリ、裏庭人(そして使用人)、二〇世帯から一人の「徴募兵」(Даточные солдаты)を取る、として年令については一五歳から二〇歳までの「良き、成人の、勤務に適した」「独身者」、とした。また残りの世帯は、兵士に支給される食糧、衣類、そして貨幣(一ルーブリ)を納めるよう指示された。更に徴兵された兵士Ⅱ農民が、駐屯地あるいは君主の勤務から逃亡したり、あるいはそこで死亡したり、殺害された場合には、「兵士が、いつも完全であるために」、代りが取

られること、またこうした指示に不服従な場合には、その二倍の兵士を取る、と規定した。⁽⁶⁴⁾これ以降、徴兵はその細則に基いて、⁽⁶⁵⁾ほとんど毎年、定期的に実施されることになった。即ち担税住民にとって、兵役は義務化されたのである。この「最初の徴兵」——当時、こう呼ばれた——によって、三七、〇八四人の徴用が指示されたのである。⁽⁶⁶⁾

だが、徴兵は最初からスムーズに運んだわけではなかった。三、四月に徴兵を実施し、五月一日までに「駐屯地」(craunns)に召集、という指示は、ほとんど守られなかった。けだし、政府が五月四日に、再びその速やかな実施を促したのはまだしも、八月二四日に、そして一〇月二九日にも、同じことを繰返さねばならなかったからである。⁽⁶⁷⁾また政府が、徴兵を二月二〇日付の勅令に限定したのではなかったことにも注意しなければならない。即ち七月一四日の勅令は、「一八六年の調査簿」により、七〇世帯から一人の「良い」、「馬と武器を携行した徴募兵」の徴用を指示したのである。⁽⁶⁸⁾

第二回の徴兵は、一七〇五年一二月の勅令により、第一回とまったく同じ要領で実施されることになった。期限は翌一七〇六年の四月一日であり、予定は三二、一一一人である。また、前回の「滞納」分も完全に納めるよう、忘れず付記されたのである。⁽⁶⁹⁾

第三回の徴兵は、一七〇七年一〇月の勅令により、同じく二〇世帯から一人の兵士が徴用された。だが今回から年令の枠がはずされ「勤務に適したものであれば、独身者と妻帯者の別を問われなかった。そして再び、「第一、二回の徴兵には滞納がある」という事実を指摘し、その徴集をも指示した。予定は、三三、九七四人であった。⁽⁷⁰⁾

第四回(一七〇八年一二月の勅令)の徴兵も、妻帯者と独身者を区別していないが、年については、「二〇歳から三〇歳まで」と再び枠をはめた。更に徴兵と同時に義務づけられた、兵士に支給される穀物の徴集について、これまでの現物に代って、「その地域の価格に応じた貨幣」が徴集されることになった。「滞納」についても、以前同様であ

る。だが一二月に入つて、新しい指示が付け加えられた。モスクワ郡並びにモスクワから一〇〇ヴェルスタ圏内の諸都市からは、一〇世帯から一人、計四、〇〇〇人の兵士の徴用が命ぜられた。即ち二倍である。これによつて、今回の予定は、三、五二一九人となつた。⁽⁷¹⁾

第五回（一七〇九年十一月）の徴兵は、前回に二倍の負担を強いられたモスクワ郡とその諸都市を除いた他は前回と同様である。予定は二九、七八四人であり、一二月一日までの徴集が指示されたのである。⁽⁷²⁾

こうして徴兵は、ほぼ毎年、定期的に行なわれ、軌道にのつた。一七一〇年以降についても、ごく簡単にみておくと、この年の六月には、モスクワ圏（一〇〇ヴェルスタ以内）から、「水兵として」一五—二〇歳の若者一、二〇〇人の徴用が「大至急」指示されている。⁽⁷³⁾ 第六回（一七一一年三月）の徴兵は、本節の冒頭で示したように、聖ペテルブルグ県を除く全県から、二〇、〇〇〇人の兵士が七、〇〇〇頭の馬と共に徴用を指示された。⁽⁷⁴⁾ 第七回（一七一一年六月）の徴兵は、聖ペテルブルグ県を除いて、二〇、〇〇〇人、⁽⁷⁵⁾ 第八回（一七二二年五月）には、同じく一〇、三九四人であつた。⁽⁷⁶⁾

第九回（一七一三年一月）の徴兵には、若干の変化がみられる。まず四〇世帯から一人と負担が半減された。そして「キーエフ、カザン、アゾフの各県からは、七一〇年の調査簿に基づき、郷士及び増加した世帯から」という指示がなされた。これまでの徴兵は、すべて「一八六年の調査簿」に基いて行なわれたが、今回からは上記三県に限つては、七一〇年の「新しい調査簿」を用いるというのである。予定は二〇、六七〇人であつた。⁽⁷⁷⁾ 第一〇回（一七一三年十一月）の徴兵は、基準を更に五〇世帯におとし、また「郷士を除いて」実施するよう指示した。予定は、一三、八八六人である。⁽⁷⁸⁾ 第一一回（一七二四年二月）には、更に七五世帯から一人とされ、貨幣については、従来のルーブリに代えて、一ルーブリ二〇アルティンに引き上げられた。予定は、一〇、三二四人であつた。⁽⁷⁹⁾

以上のように、一七〇五年に発足した徴兵制は、その後に基準の若干の緩和、したがって徴兵者数の漸減を示しながらも、ほとんど毎年（一〇年間に一回）実施されたのである。ある統計によると、一六九一—一七一四年の間に、三三万人以上、年平均二二、〇〇〇人もの成人の、労働能力ある人々が兵役に就いた。⁽⁸⁰⁾だがこうした大量の徴兵の実施は、容易な作業ではなかった。領主として、とりわけ農民側の抵抗は、事前に予測された。したがって政府はキメ細かな規定を設けて、この作業を特別の「徴兵使」(Наборщики)に委ねた。⁽⁸¹⁾強制なくして、村からの自発的「納付」に期待できなかったからである。以下では、この徴兵作業の実態について概観することしよう。

君主の勅令と「一八六年の調査簿」のコピーを携えて任地に向った徴兵使は、一方で地方行政当局の援助を受けながら、他方で勅令の違反に対しては嚴罰で脅しながら、徴兵の具体的作業に入った。だが奇妙なことに、法令にはもちろん、その実施の細則にも、二〇世帯から一人、あるいは独身者か妻帯者か、という以上の規定はなかった。兵士の人選は、村(ミール)とその領主に委ねられていたからである。これについて現在、我々が知りうることは、きわめて僅かである。だが確かなことは、その初期には、多くの労働力を擁する大家族の間のクジによる選抜から、次第に「明瞭な社会的ニュアンスを帯びた」⁽⁸²⁾。A・ヴォルインスキーは、周知のその領地管理令(一七二五年)の第一二項の中で、次のように述べている。年老いた農民や僕婢、あるいは盲人、足なえ、腕なし、等の「慈悲なしでは糧を得ることのできない」身障者について、自己の館で衣食を与えることは、「キリスト者の義務」である。また「いたる所にいる十分多くの身寄りのない者やチャグロなしの独身者」については、自分の馬で農耕をさせること、彼らのうち適当なものを馬丁にすべきである。そのご所帯を持つことを希望する者があれば、農民として立ち、結婚することを赦す。だが、「もし兵士としての貢租が生じた場合」⁽⁸³⁾には、チャグロを持つ農民の子供の代りに、「彼らの中から兵士として引き渡す」べきことを指示したのである。こうしてヴォルインスキーは、可能な限り、一人前の農民から

兵士を出すことを避け、その義務を他の、チャグロ負担能力のない農民に転嫁しようとしたのである。

徴兵に対する農民（及び領主）の否定的な態度は、しばしば著しい「滞納」となって現われた。第一回から第五回までの徴兵では、一六八、〇七二人が予定されていたにも拘らず、実際には一〇八、九三四人、即ち約六五％しか集められなかった（しかも、こうして「駐屯地」に集められたものうち、七七、三七五人だけが訓練を経て入隊した。残りの多くは、日夜の厳しい監視にも拘らず、そこから、あるいは移動中に逃亡したのである⁽⁸⁴⁾）。既述のように、徴兵に関する勅令は、その度ごとに、過去の「滞納」をも徴集するよう指示したが、現実には、それは不可能であった。予定数さえ、半分をやや上回る程度であったのである。こうした龐大な「兵士の滞納」(Рекрутская дюмика)に対する政府の常套手段は、厳罰による威嚇であった。一七〇五年の規定では、既に領主については所領没収、領地管理人、村長、農民には死刑により、その割当て通りの徴兵を要求した。また地方当局も、中央からの「期間通りに、滞納なく」、「大至急」という矢のような催促に直面して、郡内の村々へ自己の「使者」(расыльщик)を派遣し、その完全実施のために手段を選ばなかった。その遅滞の場合、ミールの人々は、しばしば笞刑(пращеж)を蒙り、また予定の人間がどこかに隠れた場合には、その血縁者、妻子が捕えられ、笞刑を受けたのである⁽⁸⁵⁾。

こうした徴兵Ⅱ人間狩りに対して、農民はどのように対処したのだろうか。徴兵の実施を知った彼らは、「自分の家を棄てて、森へ逃げた」、時には「国境をこえて逃亡した」。あるいは村における世帯の「空白」を、また兵役に適するものがないことを理由にして、要求されただけの兵士を納めなかった⁽⁸⁶⁾。こうして兵役忌避のために可能な限りの手段がとられたが、ついに「兵士」として「駐屯地」に集められた農民の最後の手段も、やはり逃亡であった。逃亡は、見張りの厳重な駐屯地よりも、連隊や守備隊への移動のさい、ふつう「騎兵による護送」にも拘らず、しばしば発生した。一七一一一年二月、モスクワ県からモレンスクへ向った一行二、五一七人のうち、六一〇人が途中で減

った。内訳は、七九人は病氣のため帰され、一四人は死亡し、そして残り五一七人が逃亡であった。⁽⁸⁷⁾ 七一〇年には、リガへ派遣された一行五、七一五人のうち、一、六六九人が逃亡している。こうして、逃亡兵士が徴兵全体に占める割合は、平均一〇%であったが、⁽⁸⁸⁾ 個々の場合には、更に大きな比重を占めたのである。

こうした逃亡兵士の大量発生に対して、政府は、一七二〇年六月五日付の勅令により、村々での監視の強化を促した。即ち村々は、百人長、五十人長、十人長を選び、「逃亡兵士と徴兵士及び兵役忌避者」(укрывающиеся от сол-
даты)、「あらゆる外来の人々」が、村のどこにも住まず、隠れ家を持たず、誰も彼らを採用しないようしっかりと監視することを命じた。そして、こうした者が現われた場合、捕えて引き渡し、「自己の狡猾によって」捕えず、引き渡さないようなことがあってはならない。「こうした不従順な者」には、一人一五ルーブリの罰金と体刑に処する、としてその厳守を命じたのである。⁽⁸⁹⁾ 他方、既に一七〇八年には、逃亡兵士に対する責任は、その親族や仲間に負わされた。即ち徴兵のさい、併せて父、祖父、兄弟、等の名前が書き上げられ、逃亡の場合には、彼らを「新しく征服された都市へ」妻子ともども送る、というものである。⁽⁹⁰⁾ だが、こうした指示や措置も、ほとんど奏効しなかった。ついには、徴兵士を移動させる場合には、あたかも囚人の如く、「鎖につないで」(перекрив на цепи) 護送したり、あるいは、兵士の左腕に「目印のために」(для знака)、十字を押すことさえした。⁽⁹¹⁾ こうした家畜同然の扱いによって、逃亡をなんとか喰い止めようとしたのである。

徴兵された農民は、基本的には軍隊の補充にあてられた。即ち戦死し、負傷した兵士に代って戦場へ送られたのである。と同時に、必要に応じて、要塞の建設や各種の土木労働に投入されたことも事実であり、そうした作業に従事した兵士は少なくなかった。しかしながら、こうした労働についても、政府は、徴兵と全く同様の手段で労働者、そして職人を徴用したのである。以下では、世帯の「空白」の諸原因の一つと目される、また徴兵と並んで重要な位置

を占めるこの問題について、検討することにしよう。

都市や要塞の建設に伴なう労働力の提供は、ロシアの担税住民の古来の、しかも最も負担の重い義務の一つであった。⁽⁹²⁾とくに一七世紀まで、絶えずタタールの侵攻に脅かされていた南部の辺境地域の住民にとっては、そうであった。徴兵とは違って、局地的な性格が強かったのである。だが、北方戦争の開始に伴ない、これは全国規模におし広げられ、住民生活に重くのしかかったのである。まず戦争の初期には、要塞の建設は南部に集中した。タガンローク、アゾフ、トロイツキー、そして当時の造船の中心地であったヴォロネシへ労働者、職人が大量に投入された。例えば、タガンローク港の建設には、一七〇一—〇四年に二三、〇〇〇人、アゾフとトロイツキーには、一七〇四—〇七年の間、毎年二六、〇〇〇—三七、〇〇〇人が派遣されたし、また全体の数字は明らかでないが、一七〇三年には、二〇〇世帯につき一人の大工を、「造船のために」ヴォロネシへ送るよう指示されている。⁽⁹³⁾

だが、その後オロネツでの造船が開始され、聖ペテルブルグの建設が着工され、更にコトリン半島での要塞の建設がはじまるに従って、こうした労働者、職人は北西部により重点的に向けられることになる。そしてその際、全国規模での徴用と並んで、北西部の諸地域に限った徴用も強く推進されたのである。例えば、一七〇七年一月二日付の勅令はインゲルマンランド県下の諸都市から、多様な目的のために労働者の徴用を指示した。ノヴゴロド（一九、〇七〇世帯）からは、「都市の労働」、ノヴゴロドからヴィシニイ・ヴォロチョークまでの橋の修理、「木材の準備」に三世帯から一人、オロネツ（一、二七四九世帯）からは、「チェグロコフの鉄及び銅工場への労働」に、大工三〇〇人、カルゴポリ（七、四七四世帯）、ペロオーゼロ（一三、三〇八世帯）、ポシエホーニエ（一一、〇八二世帯）、以上の三都市は「聖ペテルブルグ及びオロネツ造船所での造船への仕事」、ルキ・ヴェリキエ（四、六二二世帯）、トロボーツ（三、二〇九世帯）、以上の二都市は、「ルキでの都市建設の仕事、そして食糧用倉庫を建てる」こと、スタラ

ヤ・ルッサ(二、三七二世帯)は、「製塩業」に、グドフ(一、八二〇世帯)、カボリエ(二、七六〇)、ヤムブルグ(四二五世帯)、サメルスカヤ郷(一、二一五世帯)、以上は「聖ペテルブルグとナルヴァでの労働」を指示されたのである。⁽⁹⁴⁾以下では、その労働の実態について多くの興味深い点が明らかにされている聖ペテルブルグの建設について概観しておこう。

一七〇九年一二月の勅令によると、一七〇三年に着工されたこの将来の首都は、「一八六年の調査簿により、二交代で各二〇、〇〇〇人、計四〇、〇〇〇人の労働者」によって建設されていた。最初の班は、二月一日から五月一日まで、次の班が七月一日から一〇月一日までである。⁽⁹⁵⁾こうして、その初期には、原則として全国から一律に労働者が徴用されたのである。だが一七一〇年一〇月の勅令では、シベリア県からの労働者の派遣が、「もし遠隔の故、派遣できないならば、彼らの代りに貨幣を徴集する」、という例外措置がとられたのに続いて、一七一二年から、シベリア県については、すべて貨幣で代置された。⁽⁹⁶⁾他方、聖ペテルブルグ県は、メインシコフの指示によって、一七二二年には労働者をそこへは送らず、海軍工廠(Адмиралтейство)へ廻した。アゾフ県も、一七二二年には労働者をペテルブルグではなく、トロイツキーへ派遣するよう指示されたし、アルハンゲロゴロド県は、一七一三年からコトリン半島へ、毎年三、〇〇〇人の労働者の派遣を指示され、聖ペテルブルグには送らなかつた。⁽⁹⁷⁾このように、全国一律とはいっても、その時々状況にかなり左右されたのであり、そして表2が示すように、一七一〇年を除いて四〇、〇〇〇人を大きく割りこんだのである。

ところで聖ペテルブルグへ派遣されたのは、土掘り、杭打ちなどの単純労働に携るものだけではなかつた。先の二〇、〇〇〇人の労働者の徴用を指示した有名な勅令のなかには、うち三、〇〇〇人に対しては「大工道具と斧を持って」、また一〇人に一人は、鑿と穿孔器との持参を義務づけていたが、⁽⁹⁸⁾この他にも、多くの専門的な職人がこの町で

表2 聖ペテルブルグの建設労働者（割当て数）

県	1710	1711	1712	1713	1714 (1715 同じ)
モスクワ	15,816	13,282	12,148	11,187	12,756
聖ペテルブルグ	5,908	—	—	6,756	7,304
キーエフ	2,125	—	1,365	1,790	1,436
アルハンゲロゴロド	6,502	5,520	5,050	622	—
カザン	8,580	6,272	5,733	7,518	6,024
アゾフ(ヴォロネシ)	2,746	—	2,047	2,684	2,153
シベリア	2,251	2,688	—	—	—
スモレンスク	—	2,686	2,457	3,222	—
リガ	—	—	—	—	2,580
合 計	43,928	30,448	28,800	33,779	32,253

Луппов. Указ. соч. с. 80.

の労働を強制された。例えば、一七二〇年には、海軍工廠や都市での仕事に四、七二〇人の各種の職人が派遣を指示されたが（モスクワ県一、四一七人、聖ペテルブルグ県一、〇三四人、キーエフ県一九九人、スモレンスク県二九八人、カザン県六六七人、アルハンゲロゴロド県五五五人、アゾフ県二五一一人、シベリア県二九九九人）、うちアルハンゲロゴロド県の五五五人についてみる、家具職人と徒弟六人、レンチク四人、旋盤工と徒弟四人、灯火係一人、汽笛工一人、銅細工師一人、宣誓人二人、画家一人、陶工二人、車輪工一人、帆の仕専用の仕立職人と徒弟六人、鍛冶工一〇人、金具工一人、大工四九六人、石工一九人、以上である。そして残りの世帯からは、一人当り貨幣一ニルーブリと穀物一〇ルーブリ、計二ニルーブリ、したがって五五人分の一二、二一〇ルーブリを徴集することとされたのである。云うまでもなく大工への需要が群を抜くが、こうした職人の徴用は、時には兵士のそれさえ犠牲にしたのである。⁽⁹⁹⁾

以上のような労働者と職人の派遣にさいしても、兵士のそれと同様の困難に遭遇したことは、容易に推測できる。前述のアルハンゲロゴロドからの職人の派遣の指示のなかには、彼らが一定の期日までに「すべて完全に、良き護衛とともに」到達することと並んで、

「彼らが、道中で逃亡しないよう」、「互いに連帯責任により」監視することを指示した箇所がある⁽¹⁰⁾。こうした指示は、云うまでもなく、逃亡の日常的な発生を前提にしている。例えば、一七〇九年に御料地から派遣された労働者二、二六九人のうち、聖ペテルブルグに到達したのは、一、八六三人であった。道中で病気のため帰されたものが七人、死亡が三人、そして残り三三七人は逃亡したのである。翌一七一〇年にも、二、〇四七人のうち三三二人が逃亡し、病氣一〇九人、死亡四人の結果、一、六一二人しか到達しなかった。一七一一年には、全県から三〇、四四八人が聖ペテルブルグへの派遣を指示されたが、実際には二四、四四九人が送られたにすぎず、しかも、そのうち一、〇六八人が逃亡した。また、次の三年間は、以下の通りである。

年度	割当て	派遣
一七一二	二八、八〇〇人	一八、五三二人
一七一四	三三、二五三人	二〇、三二二人
一七一五	三二、二五三人	一八、三六六人

こうして、実際に派遣された労働者は六〇%前後、毎年二〇、〇〇〇人にも到達しなかったのである⁽¹¹⁾。こうした大量の逃亡発生に対しての政府の対策は、徴兵の場合とほとんど同じである。即ち逃亡民に代って、他のものの派遣、厳しい処罰、あるいは急使を送り、その「大量の不派遣」の防止、更に鎖につないで送るよう指示したのである⁽¹²⁾。

聖ペテルブルグに各種の労働に酷使されたこうした労働者の生活条件は、劣悪なものであった。政府は、強制的に「永住」させた職人に対しては、小屋を建てて収容したが⁽¹³⁾、圧倒的多数を占める一般の労働者については、仮の住居さえ用意しなかった。彼らは、自ら建てた、悪天候から身を守るためだけの土小屋、掘立て小屋での生活を余儀なくされたのである⁽¹⁴⁾。こうした劣悪な居住及び衣食条件に加えて、沼沢地での労働は、そこで働く人々の健康を蝕み、高

い死亡率となって現われた。同時代のある外国人の報告は、例えばベトロバヴロフスク要塞の建設のさい、「労働、寒さ、飢えのため六〇、〇〇〇人が亡くなった、といわれている」と記している⁽¹⁰⁾。この数字にはかなりの誇張が含まれているにせよ、ベテルブルグの建設労働者の間では、病氣と死亡は「普通の現象」となっていた。後述するように、アルハンゲロゴロド県の辺地の一村落のランドラート調査簿を見る時、「聖ベテルブルグで仕事中に死亡した」事例が、いかに多いかに驚かされるのである⁽¹⁰⁾。

徴用されたのは人間労働力だけではなかった。当時の軍隊においては、唯一の機動力、そして主要な輸送力であった馬が、その対象となったのである。例えば、一七〇二年八月初、政府はあらゆる聖界所領に「領内の」(ТОМОБ-ЕДИ)馬の調査を命じ、こんご「大公の勅令」があるまで、その売却を禁じた。そして八月末には、調査した馬のなから、一、〇〇〇頭の「良い、健康で頑強な、勤務に適した」ものを、ノヴゴロドとプスコフへ送るよう指示したのである⁽¹⁰⁾。一七〇五年には、全国一律に、一七〇世帯から二頭をスモレンスクへ送るよう指示したのを始め、一七〇九年には七〇世帯から一頭、等、一七一五年迄、ほぼ毎年のように、様々な基準で馬が徴用された⁽¹⁰⁾。そのさい「肥えた」、あるいは「すぐに使用できる」という条件が付されたり、また価格によりその用途——騎兵隊用か、運送用か——が区別された上で、徴用された⁽¹⁰⁾。馬は、云うまでもなく、当時の農業経営に不可欠の役畜であり——その所有頭数は、貧富のメルクマールであった!——、その徴用が農民経済に直接的打撃を与えたことは、推測に難くない。加えて、連隊へ送付されるまでの間、その「集荷所」での馬の扶養(カラス麦、干草の徴集)も、地域住民に義務づけられた。それは、場合によっては兵士のそれよりも重かったのである⁽¹⁰⁾。

以上のような兵士、労働者と職人、そして彼らに劣らず重要な馬、これらの徴用は、農民経営に直接的に否定的な作用を及ぼしたであろうことは、容易に推測される。生産性の低い当時の農業において、人間労働力と馬への依存は、

きわめて高かったからである。だが、負担はこれにとどまらなかった。運搬賦役や兵士への宿舍の提供、あるいは臨時の穀物や飼料、あるいは貨幣の徴集、これらも、戦争に伴って相次いで導入され、農民経営を圧迫し、そして大幅な世帯の「空白」に直接間接に導いたのである。これらの点についても、簡単に触れておくことにしよう。

戦場、あるいはその中継地点まで食糧や軍事物資（弾丸、火薬、鉛、等々）を運ぶこと、即ち運搬賦役(погрузка)は、ほとんど毎年のように課された重い義務であった。時には、軍隊のすみやかな移動のためにも、こうした賦役が取られたのである。ヴォロトヴィンスク郡を例にとると、一七〇一年には六世帯から一回の賦役を取られたのをはじめてとして、一七〇二年には一〇世帯、一七〇三年には一五世帯、一七〇四年には一〇世帯、一七〇五年には二五世帯、一七〇六年には五〇世帯から、各々一回の運搬賦役を取られている。⁽¹³⁾ その際、道中の食糧はむろん、馬の飼料も自ら負担せねばならなかったのである。一七〇四年八月、ボロフスクとヴェレイスクの両郡の住民は、モスクワからモレンスクまで、爆弾の運搬のため、一四世帯につき一回の賦役を取られた。こうしてモレンスク、ペテルブルグ、シュリッセルブルグ、ラドガ、といった前戦あるいは工事現場への数十日をかけての荷物の運搬は、農民にとっては、貴重な労働時に人と馬を奪う、きわめて重い負担であった。したがって農民は、この負担の大きな賦役を「貨幣関係に移す」方を選んだ。この時期における運送業(извозный промысел)の「力強い発展」⁽¹⁴⁾を刺激したのは戦争であったが、政府は、地域地民の運搬賦役を廃止し、一七一〇年一月貨幣に代える方向に転じたのである。⁽¹⁵⁾

他方、戦時下の農村に重い負担を課したものの一つに、軍隊への宿舍の提供があった。恒常的な駐屯地^{II}宿舍をもたなかった当時において、軍隊の移動にさいしては、地域住民の家々が使われた。だがこれは、しばしば兵士の「乱暴と侮辱」の対象となったのである。即ち兵士は、勅令によらずに勝手に、食糧や飼料を徴集し、木材や野菜を盗むなどの「乱暴と掠奪」は絶えなかった。聖ペテルブルグ県の副知事は、一七一二年二月、もし新たに三連隊がこの県

に配属され、それに食糧と飼料を充足させるならば、県下の町と郡部は、「最終的な零落」にたち至るであろう、と報告した。⁽¹¹⁾

最後に、国家による貨幣及び穀物の徴集について、ごく特徴的な点だけを指摘すると、この時期における様々な名目での「臨時の」(Запресный)の徴集は、ほとんど恒常化されていたこと、またその規模も、通常、「定額の」(Ок-жидный)のそれを大きく上回ったこと⁽¹²⁾である。タムボフ地区のラントリヒテル、П・キキンの報告(一七二一年)によると、この地区の住民は、「定額」の貨幣だけでは、一ルーブリ一〇アルティン二ジュニガにすぎないが、この他に国に納める食糧、兵士、軍服、労働者そして運搬賦役、などの代りに、一世帯当り一〇ルーブリが必要であると指摘している。⁽¹³⁾だが、この数字さえ最少限のものと見なされるべきである。ただし、ある農民嘆願書には、一五ルーブリという数字が示されているからである。⁽¹⁴⁾

- (11) ПСЗ, т. IV, No. 2390, с. 707-701.
- (12) Мейншикоффの全文は、法令に含まれてゐる (Там же.) なか、Шмётельの「右腕」であるこの“светлейший князь”に“最近はじめに伝記が著わられた。Н. И. Павленко. Александр Данилович Меников. М., 1981.
- (13) ПСЗ, т. IV, No. 2390, с. 710. 聖ペテルブルグ県に対する優遇措置は、その後二、三年続いたが、これは県知事の勢力に起因する例外的なものと思なされる。他県では、こうした「恵まれた状態」にはなかった。即ち聖ペテルブルグ県同様、大幅な減少を示したアルハンゲロフ州は、県当局の要請にも拘らず、こうした優遇は受けられなかった。Ключков. Указ. соч., с. 257-29.
- (14) Ключков. Указ. соч., с. 205-207.
- (15) 北方戦争の前半期に“Е. В. Тарле Северная война и шведское нашествие на Россию. М., 1958
- (16) ПСЗ, т. IV, No. 1820, с. 92-94.

- (25) М. Д. Рабинович. Формирование регулярной русской армии накануне Северной войны. «Вопросы военной истории России. XVIII и первая половина XIX вв.» сб. ст., М., с. 221-223.
- (26) Л. Г. Бекрховый. Русская и флот в XVIIIв. (очерки) М., 1958. с. 22.
- (27) Ф. И. Калинин. Правовые вопросы военной организации русского государства второй половины XVIIIв. М., 1954. с. 66-79.
- (28) 帝政期の歴史家の多くが(代表的にはВ. О. Крикореффスキー)「この原則を重視して、常備軍とは呼ばないことを強調したが、ソ連の諸文献では、兵役が、実際には「一〇年やそれ以上」に及んだり、「夏も冬もたえず遠征中」という史料上の指摘に依って、更に平時には、部分的に傭村をせられたものの、連隊の帳簿には残ったとらう事実によつて、常備軍とちして変らないものとみている。したがって、「ボートルは、この〈постоянный〉を〈регулярная〉へ変えたのであり、前者は「Эпоха 時代」の徴兵の多くの共通の性格を内に含んでゐた」云。(Калинин. Указ. соч., с. 72)及び П. П. Епифанов. Бойско. «Очерки русской культуры XVIIIв.» Ч. I. М., 1979. с. 245-247. 参照。
- (29) Рабинович. Указ. соч., с. 230-231.
- (30) 「志願兵」(вольница)の内訳については、ヴォルガ河下流域の都市では、シンビルスター、七四二人、カザン、一、一五一人、ニジニ・ノヴゴロド、九四一人、サラトフ、四九〇人であったが、例えばサラトフについてみると、多くは船舶労働者(三、六人)であつた。Е. Н. Кушева. Сказки генерального двора как источник по истории городов Поволжья на рубеже XVII-XVIIIвв. «Города феодальной России» сб. ст. М., 1966. с. 414-424.
- (31) Ключков. Указ. соч., с. 87-90. П. Садиков. К вопросу о рекрутском наборе дворянских и деловых людей 1703г. «Архив истории труда в России» кн. 4, 1922.
- (32) ПСЗ, т. IV. No. 2036, с. 291-295.
- (33) Там же. その細則(全一八項)は「Статьи, данные Столыникам о сборе даточных солдат или рекрут」となつて、その中にはじめて「рекрут」なるタームが用いられた。

- (96) Ключков. Указ. соч., с. 95.
- (97) ПСЗ, т. IV. No. 2050, с. 306. No. 2068, с. 314. No. 2078, с. 326.
- (98) ПСЗ, т. IV. No. 2065, с. 313.
- (99) ПСЗ, т. IV. No. 2082, с. 329-339. No. 2096, с. 343. Ключков. Указ. соч., с. 96-97. 最初の二回だけ、実際に徴兵されたのは、四四九三九人であった。(Бескровный. Указ. соч., с. 26.)。
- (100) ПСЗ, т. IV. No. 2161, с. 390. Ключков. Указ. соч., с. 115. だが、村々では、その後も独身者を原則としては維持するよう努めた。一七一五年のヤロスラウリ郡の徴兵目録では、一一〇人のうち、独身者が七三人を占めた(残りは、男やもめ二人、家族持ち一七人、不明一八人)。В. А. Александров. Сельская община в России (XVII-начало XIXв.) М., 1976. с. 243.
- (11) ПСЗ, т. IV. No. 2214, с. 433. No. 2217, с. 435. Ключков. Указ. соч., с. 98-99.
- (12) ПСЗ, т. IV. No. 2238, с. 465. Ключков. Указ. соч., с. 99.
- (13) ПСЗ, т. IV. No. 2273, с. 497.
- (14) ПСЗ, т. IV. No. 2341, с. 650-652.
- (15) ПСЗ, т. IV. No. 2390, с. 707-710.
- (16) ПСЗ, т. IV. No. 2520, с. 830.
- (17) ПСЗ, т. V. No. 2629, с. 4.
- (18) ПСЗ, т. V. No. 2738, с. 69-70.
- (19) ПСЗ, т. V. No. 2884, с. 145-147.
- (20) Ключков. Указ соч., с. 115. А. Л. Шапиро. Крестьяне. 《Очерки истории СССР. первая четверть XVIIIв.》 М., 1954. с. 164. だが、R・ウイトラムによると、一六九九年から一七二五年までに五三回の徴兵、二八〇〇〇人以上として、クロチコーフの数字は、「余りに大きく」としてゐる。Wittram, op. cit., S. 9, 508.

- (18) ПСЗ, т. IV. No. 2036, с. 292-295.
- (22) А. В. Александров. Сельская община. гл. V. Прутенсандроновの研究は、唯一のまとまった分析であるが、おもに 1710-1720 年以降を対象としている。
- (23) А. Волынский. Инструкции дворянскому Ивану Немчинову о управлении дому и деревень и регула об пошлягах. 《Памятники Древней письменности》, т. XV. СПб, 1881. с. 18.
- (24) Ключков. Указ. соч. с. 113-114. 一七〇三年の屋敷下人と使用人の徴兵のさいは、一一、四九八人を見込んでいたが、滞納は、八、八〇一人、即ち廿五%を占めた。(Tam же, с. 115)
- (25) Там же, с. 118-124.
- (26) Там же, с. 124-125.
- (27) Там же, с. 126-127.
- (28) Там же, с. 128.
- (29) ПСЗ, т. IV. No. 2271, с. 493-494. またその責任は、教区教会の聖職者にも及んだ。彼らは、毎月、上述のような者が、この教区には「現われなかったし、どこにも住んでいない、盗人についても何も知らない」ことについて百人長以下の証言(сказка)を取らねば指示された。
- (30) Бескровный. Указ. соч., с. 30.
- (31) Ключков. Указ. соч., с. 131-132. 《Надлегой руке накалывать кресты и напирать их пороком》.
- (32) Дяло-Данилевский. Указ. соч., с. 377-389. 例えは「サセーカ」から一五ヴェルスチ以内は三世帯、二五ヴェルスタ以上は五世帯から一人一人と五分の割合で徴用された。(Tam же, с. 179).
- (33) Миллюков. Указ. соч., с. 203, Шапиро. Крестьяне. с. 165, И. А. Будыгин. Монастырские крестьяне России в первой четверти XVIIIв. М, 1977. с. 143-144.
- (34) ПСЗ, т. IV. No. 2168, с. 393-394. Прутенсандронов郡からの聖ステルブルグ県への職人の派遣、あるいは都市、要

- 築の建設、造船への大工の派遣については、史料（抜粋）が公にされてゐる。（ Колесников. Указ. соч., с. 16-40. ）
- (35) ПСЗ, т. IV. No. 2240, с. 466-467. 以前は、二月、三交代の労働であった。
- (36) С. П. Дупнов. История строительства Петербурга в первой четверти XVIII века. М.-Л., 1957, с. 82-83.
- (37) Там же, с. 80.
- (38) ПСЗ, т. IV. No. 2240, с. 466.
- (39) Дупнов. Указ. соч., с. 85. Колесников. Указ. соч., с. 16-18. 県は、これを更に県下の諸都市（アルハンゲリスク、ウスタヤ、ヴァガとウスマヤ、カヤ、トナマ、ケヴロリとメゼニ、チャロムダ、ヴォログダ、ガリーチ、キネシヤ）に、世帯数に応じて割り付けたのである。
- (40) Дупнов. Указ. соч., с. 85. ПСЗ, т. IV. No. 2485, No. 2753, т. V. No. 2858. 参照。
- (41) Колесников. Указ. соч., с. 16.
- (42) Ключков. Указ. соч., с. 148-149.
- (43) Дупнов. Указ. соч., с. 81-82.
- (44) Там же, с. 82.
- (45) Там же, с. 87. 本件は本工場の大工の場合、二家族に一つの小屋（изба）であったが、これとて全く不十分であった。
- (46) Дупнов. Указ. соч., с. 97-98.
- (47) Там же, с. 94. (Записки Юста Юля, датского посланника при Петре Великом (1709-1711). М., 1899, с. 178)
- (48) Там же, с. 94. 及び本稿一二四頁以下、参照。こうした労働者の徴用と云ふ「国家の夫役」の「非有効性の公的確認」、即ちその廃止は、一七二二年三月三日付の勅令（ПСЗ, т. V. No. 3768, с. 375）である。
- (49) Булыгин. Указ. соч., с. 139-140. 政府は当初、明らかに修道院の馬の利用を意図していたと云ふ。
- (50) ПСЗ, т. IV. No. 2131, с. 362. Булыгин. Указ. соч., с. 140.
- (51) ПСЗ, т. V. No. 2682, с. 34-35. Булыгин. Указ. соч., с. 140. 騎兵隊用は一頭一〇—一五ルーブリ、運送用は六—八ル

ーブリである。

- (11) E. B. Анисимов. Податская реформа Петра I. Л., 1982. с. 28.
- (12) Ключков. Указ. соч., с. 158. 一七〇七年から一七〇八年の負担は貨幣に代えられた。
- (13) Г. Д. Капустина. Гужевой транспорт в Северной войне. «Вопросы военной России. XVIII и первая половина XIX века» сб. ст. М., 1969. с. 163-164. 当時、軍事物資を運ぶ四つのルートが存在した。①モスクワノヴォコロドプースコフ、②モスクワワヴォログダ（河川）アルハンゲリスク、③モスクワスモレンスク、④モスクワトウラーヴォロネシ。だが、各ルートは更に細分され、運送業者には「最も近い町まで」運ぶことだけが指示され、その最終目的地は知らされなかった。(Там же)
- (14) ПСЗ, т. IV. No. 2246, с. 471. 農民は一世帯二ブルティン。
- (15) Ключков. Указ. соч., с. 150-155.
- (16) この点については、これまでにも一致して指摘されており、ここでは詳しく立ち入らな。 Там же, с. 163-183. Анисимов. Указ. соч., тл. 2.
- (17) Ключков. Указ. соч., с. 181.
- (18) クロチコフによると、農民一世帯に課された「最も信頼しうる平均的な数字」は、一〇—一二ルーブリとなる (Там же, с. 183)

四 「空白」の諸原因 (その二)

北方戦争という長期に及ぶ困難な闘い、そしてそれに伴い、またそのために短期間に強引に実施された諸々の改造(преобразование)。一七一〇年に、約三〇年ぶりに行なわれた全国規模の担税住民の調査が明らかにした世帯数の大幅な減少(約二〇%)の主要な原因を、この二点に求めることは、云うまでもなく正当である。全国の村々から大

量の成人男子を徴兵し、しかも生涯帰すことのなかった徴兵制の導入、またより大規模な形で——たとえ一時的にせよ——農村から労働力を流出させた様々な建設労働の実施、これらが零細な農民経営に与えた打撃は大きかった。軍隊のために強制的に供出させられた食糧、馬とその飼料、あるいは運搬賦役や宿舍の提供も、すべてが始めて経験するものではなかったにしても、その規模は従来より桁外れに大きかった。ピョートル改革期における「国家の搾取」の増強については、全ての研究者が一致して指摘するところだが、世帯数の大幅な減少は「空白」の原因は、ここに求められるのである。と同時に、世帯の「空白」を、こうした「国家の搾取」によってのみ説明することも、また不十分である。ただし十七世紀以来、その規模をましていた農民逃亡の現象が、ピョートル改革期にはピークに達したこと、更に、現在まで明らかにされている事例は決して多いとはいえないにせよ、調査のさいの世帯隠し、という事実も歴然としているからである。本節では、こうした農村の側のポジティブな動きによって生じた「空白」に眼を向けることにしよう。

一六四九年法典が、ロシアにおける農奴制を法的に確立し、その後の領主権の拡大への道を拓いたことについては、改めて触れるまでもない。⁽¹⁰⁾ここでは、この法典の成立によって、かって「移転」の権利を享受していた農民の中世的在り方が完全に否定されたこと、その後の近世農民にとって農奴制の拘束をのがれる唯一の、だが不法な出口が逃亡であったことを確認しておけば足りる。逃亡農民は、十七世紀後半には未曾有の規模をとり、これに対して政府は、全国的な捜索を組織したのである。とりわけ一六六〇年代、捜索はピークに達したが、一六九〇年代のそれも、六〇年代に劣らなかつた。⁽¹¹⁾以下では改革前夜における逃亡の実態について、一六九一年三月一九日付の「モスクワ及び都市の勤務人」の集団嘆願書⁽¹²⁾に基いて概観しておこう。

集団嘆願書(一一一名が署名)は、まず彼らと共に勤務(軍隊)にあった「我々の屋敷下人」(Дворовые Наши

июшка)の逃亡、他方で「我が農民とポプイリ」もまた、働き、我が貢租を納めず逃亡したという事実を指摘したのち、これらについては「過去に、そして去る一九八年にも」大公に嘆願し、そして捜索官の派遣を要求した。だが「勅令は下されず、捜索官は派遣されて⁽¹²⁾いない」。こうして士族層は、再び逃亡の事実と実態を詳しく指摘して、その捜索の実施と送還を⁽¹⁴⁾迫ったのである。

集団嘆願書によると、逃亡に先立って、農民は領主の館を襲った。即ち「大きな集団」をなした彼らは、領主の妻子に乱暴をはたらき、あるいは殺害し、そして「我が勤務用の馬、支席用の去勢馬、貨幣、衣服、勤務用の諸道具」を略奪し、そして館に放火した。こうした破壊のため、所領は荒廃している。また逃亡からいったん戻って、他の農民を「そそのかし、そして盗み出している」。こうした逃亡農民が、どこに隠れているか、あるいは「我が大公の勅令を忘れて」誰が彼らを匿っているかは、「以前の我々の多くの嘆願書」に記されている所である。⁽¹⁵⁾また残された農民やポプイリは、「逃亡農民の空の世帯から」、「調査簿に依じて、完全に」、諸々の国家の租税を納めなければならぬために、四散した。こうして、嘆願書はまず、逃亡がひきおこす経済的困窮について具体的に、また逃亡民を隠匿する者については抽象的だが、はっきりと指摘したのである。

続いて嘆願書は、彼らが代々、大公に仕えてきたこと、そしてその間に傷つき、血を流し、それが原因で「生涯をまっとうすることなく」死亡したり、あるいはポーランド、ドイツ、クルイムで捕虜となり、死亡した、等々の犠牲の大きさを強調する一方、「君主のすべての都市」へ捜索官を派遣することを要求した。捜索官には、我々の逃亡ロープ、農民、ポプイリを我が緊縛文書により、また彼らの証言(сказка)と審問とによって、我が所領の「旧来の地条へ」連れて来ること、またその際、「居住料」(пожизное дельти)を「遅滞なく」納めさせること、以上の点が指示されるべきである。こんご「女のホロープ」である我々が、こうした盗人、逃亡民、そしてあらゆる不正のため

に、「究極まで破滅することのないよう、また我が大公の勤務をつとめ上げられないことのないよう」、集団嘆願書は、捜索官の派遣を強く求めたのである。

一六九一年の士族の集団嘆願書は、一七世紀後半に数多く提出されたものの一つにすぎず、そこには、新しい要求は何一つ見当らない。だが政府は、自己の支持基盤である士族層の再三再四の強い要求におされて、再び捜索官の派遣に踏切った。一六九二―九三年には、判明するだけでも、じつに二八名の捜索官が全国の諸都市（九六）へ派遣された。⁽¹³⁾ こうして逃亡農民問題は、領主層、とりわけ中小の士族層にとって、瞬時もゆるがせにできなかつたのである。

他方、農民にとって逃亡は何を意味したか。住み慣れた村と土地を棄てた逃亡農民のなかには、再び自己経営を持つこともなく、商人や漁民、あるいは運送業者の下で、一時的な雇傭労働者として生活の糧をうるものもいた。あるいは、自分の労働で暮しをたてず、単に乞食をし、時には盜賊団の一味に加わるといふ「苦い運命」をたどるものもいた。だが、こうした流浪の、あるいは家なしの生活を余儀なくされたのは、ごく少数であつた。多くの者は、新しい場所で、より束縛の少ない生活を期待して逃亡したが、以前と同じ職業に従事したのである。こうした農民を引きつけたのは、領主のいない、そして何らかの政府の地方機関が存在したとしても、まだ住民を完全に掌握し、租税を納めさせるだけの手段を持たない国家の辺境、とりわけ南部と南東部であつた。だが辺境だけが逃亡農民を受け入れたわけではない。国内の行政組織及び交通の未発展という条件下で追跡から逃れるには、三〇―四〇ヴェルスタも離れば十分であつた。中小領主層の批判が示しているように、大規模な所領を擁する領主にとって隠匿は容易であつたし、しかも若干良好な条件で、逃亡民を採用した。けだし、国家への支払い義務から自由な逃亡農民は、所領経営及びその拡大には、好都合であつたからである。⁽¹⁴⁾ 「国家の搾取」が異常に強化されたピョートル改革期に逃亡がピー

クに達したのは、したがって偶然ではないのである。以下では、若干の事例を混じえながら、その禁圧立法を中心に検討しておこう。

一七〇〇年二月、ピョートル政府は、「新しい法典」の編纂のための委員会（六五名）を設置した。一六四九年法典の制定以来、鋭い社会的緊張と対立、あるいは絶対主義に傾斜する政治体制のなかで、多数の勅令、決議、訓示、あるいは指令が発せられた。委員会は、一六四九年法典の全二五章と、それに関連して、その後に出された全ての立法資料を検討し、そして「新しい法典」の作成という課題を担うことになったのである。⁽¹²⁾ この委員会の活動について、更にまたその中心的位置を占めた農民問題については、精微な分析が行なわれている。ここでは、「新しい法典」の作成に向けて精力的な審議が行なわれた（一七〇〇・二・二七—一七〇三・一・一四）にも拘らず、委員会は中斷されたこと、また農民に関する「新しい一章」の試みが、農民問題と農奴制に関する一七世紀後半の「総括」として重要な史料的价值を持つにも拘らず、⁽¹³⁾ 流産し、結局、以前の規定に基づいて対処せねばならなかったこと、以上を確認しておけば足りる。

一七〇四年、ある士族は、一〇年前、ヤロスラウリ郡にある自己の所領から、一八人の農民が妻子とともに逃亡したと、彼らは、現在「君主の〔御料地〕ポチンコフスカヤ郷に住んでいる」という事実を指摘し、彼らを送還し「以前通り農民として引き渡す」ことを求めた嘆願書を提出した。⁽¹⁴⁾ この嘆願書には「逃亡農民の目録」まで付されていたが、この結果がどうなったかは不明である。だが一七〇四年四月三〇日の勅令において、政府は、逃亡農民の広汎な存在を前提とした、次のような厳しい措置を指示した。即ち、領主、領地管理人、村長、農民のいかなる者も、「逃亡ホロップと農民を採用してはならず」、またこうした者は「決して〔村を〕通してはならない」こと、彼らを捕えて町の「裁判所」（Съезная изба）へ連行すること、以上の点について地方長官へ宛ててグラモタを送るが、彼

は市場や定期市のたつ際に、「大声で呼びかける」(Кликать бурюем)べきである。また地方長官は、大公の以前の勅令に基いて、こうした逃亡民を審問ののち旧の領主へ引渡すこと、更に逃亡農民の存否について、村人の「宣誓」による証言をとり、死刑の脅しによって、しっかりと搜索しなければならぬ。もし証言のあとで逃亡民の存在が明らかになったならば、「偽りの証言」と「宣誓における罪」に対して処刑され、そして所領は「君主に没収される」と規定したのである。⁽¹³⁾

続いて一七〇六年二月一六日付の勅令ではその所領に逃亡民を隠匿している領主に対して、次のような嚴罰で脅した。即ち、これらの逃亡民を妻子ともども、及び彼らの財産と一緒に、自己の運搬(подвоз)により旧の領主へ、「この日から半年間のうちに」送還すること、これに反したものは、その所領の半分は大公に没収され、他の半分は逃亡民の旧の領主に与えられる、と規定した。⁽¹³⁾だがこの期限を付した立法も、ほとんど守られなかった。ただし、この勅令の一年余りのちの四月五日、再び勅令は繰り返された。即ち多くの領主は、前の指示にも拘らず、「神の畏れを忘れて」自分の所領に逃亡民を隠しているのみならず、「新たに採用している」と指摘した。したがって勅令は、地方長官自らが搜索のため郡部へ出かけ、領主、領地管理人、村長の証言の他に、「村々から五、六人の、あるいはより多く一〇人、一五人の善良かつ知名の農民」を選んで、逃亡民の存否について、聖書による宣誓、及び死刑の威嚇の下に、彼らから証言を取るよう指示したのである。⁽¹³⁾

一七〇七年七月、Ю・В・ドルゴルキー公は「カザークの町のあらゆる都市で」逃亡民を家族と共に、出身地へ送還しよう命じられた。一八世紀初のドンは、約一三〇カ所のスタニツァに六〇、〇〇〇人余りをかかえ、その内部における貧富の差は顕在化していた。またその首領職(атаманские должности)も、既に完全に寡頭化し、世襲化されていた。しかしながら、農奴制を知らない「カザークの自由」そして特権は、ロシアの農民にとっては「秘かな

願望」であった。カザークには「ヒゲ剃りと〔ドイツ式〕衣服についての大公の勅令」（一七〇五年）は送られもせず、彼らは「自己の古くからの習慣に従って」暮らしていた。こうしたなかで、ドン河の上流域への逃亡民の流入は絶えることがなかったのである。⁽¹³⁴⁾ドルゴルキーの派遣は、既に「自治区」としての特質を失い、ツァーリの行政区の一つにすぎなかったこの地域を占領し、また自己の逃亡民の送還を求めていたロシアの領主層の利害に答えるものであった。九月二日、約二〇〇人の部隊を伴ってチュルカツクに到着した彼は、勅令を示し、ドンの首領の協力を取りつけた。ドン河支流——ホビョール河、メドヴェジツァ河、北ドネツ河——の流域沿いでの搜索では、多くの逃亡民が発見された。森や谷間に逃げた新参者も搜索され、処罰された。彼らを匿った古参の住民も厳しく罰せられた。こうして僅かの間、約二、〇〇〇人が搜索されたのである。⁽¹³⁵⁾

カザーク地域と並んで、既述の如く、国家の南東部の辺境地域には、逃亡農民が集中した。時期は多少ずれるが、一七二二年、トロイツェ・セルギエフ修道院は、元老院に次のように嘆願した。即ち「過去、ヤロスラウリ、ロストフ、スーズダリ、その他の郡の修道院の世襲領から、多くの農民が妻子と共に、及びあらゆる財産をもって、自分のチャグロ世帯と土地を棄てて逃亡した。逃亡ののち、〔彼らは〕アラトゥイル郡のモルダヴァ人の放棄された土地に住んでいる」と。⁽¹³⁶⁾また一七一三年に、ある密告に基いてなされた調査によると、カザン県、バラホンスク郡のケルジュンスカヤ郷には、「多くの村々があり、あらゆる官位の人、モスクワや他のいろいろな町の出身者、貴族の下僕、そして郡の住民が妻子と共に住んでいる」。こうした人々は「ヒゲ剃り、徴兵、国家の租税から免れており……いかなる貢租も納めていない」。⁽¹³⁷⁾この他に、逃亡先として注目に値するのが、ポーランド・リトワ国境地域である。一七四四年七月付のワルシャワ在のロシア総督アレクセイ・ダシニコフ宛ての手紙には、ノヴゴロド、プスコフ、プストゾルスク、グドフスク、ルツキー、トロペツの各郡の領主層、そしてノヴゴロド管区の修道院長のツァーリ宛ての

嘆願書についての指摘がみられる。即ちこれら国境に位置する諸郡の聖俗界領主は、ポーランドへ「逃亡した」及び「連れ出された農民とホロープ」を搜索し、のちにロシアへ送還するよう要請したのである。⁽¹³⁾これは唯一の、例外的なものではない。隣国での免租を約束された生活を求めて、「特別な愛国心の苛責もなしに」ロシア農民がポーランドへ出ていったという指摘は、少なくないのである。⁽¹⁴⁾

この他、既に指摘したように、国家に対して何の支払い義務を負わない逃亡民は、逃亡民の採用に対する厳しい罰則のリスクにも拘らず、多くの領主によって受け入れられたが、この点において政府の首脳として例外ではなかった。A・D・メインシコフ、B・Π・シユレメーチェフ、Φ・A・ゴロヴィン、等の「富裕で、著名な人々」の所領も、多くの逃亡民をかかえていたのは、周知のことであった。⁽¹⁵⁾以上のように、逃亡農民は、前世紀に引き続き増加を続けたことは、想像に難くない。だがピョートル政府は、その初期の段階においては、この問題に充分な注意を払うことはなかった、と云わなければならない。その禁圧立法も散発的なものであり、そして全国規模での搜索と入植、あるいは都世紀後半にしばしば採られた措置も、この時期にはみられない。したがって南東部辺境への逃亡と入植、あるいは都市の諸々の企業や商人の下での労働力としての彼らの存在は、大抵は黙認されたのである。⁽¹⁶⁾こうした逃亡、そしてそれによって惹き起された世帯の「空白」の規模については、推測の域をでない。政府によるこの問題への本格的な取り組みは、戦争の終結をまたなければならぬ。⁽¹⁷⁾

さて、以上のような逃亡は、農民による意識的な課税忌避、即ち農民闘争の一形態に他ならず、結果として世帯の「空白」を生みだしたものの、厳密な意味でその「真の減少」ではなかった。これと同様に、農民を含めて地域住民の諸階層が、税負担の軽減を求めてひき起した行動に、調査のさいの世帯の「隠匿」(ytranka)があった。そしてこれには、しばしば調査官自身が関与した。第二節でも指摘したように、こうした行動も、一七世紀以来の調査には、

たえず発生しており、初めての現象ではなかった。だが同時に、今回は新たな手段も講ぜられたのである。以下では、こうした世帯の「隠匿」について、具体的に検討することにしよう。

一七一三年、農民イリヤ・チトフは、トヴェーリ郡ウリヤノフスコエ村のバフヌチェヴォ||ポロフスキー修道院所領においてなされた調査のさいの不正を、県当局へ次のように密告した。⁽¹⁵⁾即ちこの所領では、一七〇九年の調査のさいに、調査官である大膳官ノヴァン・イヴァノフの息子ドゥルノフは、村長と選抜農民及び村人と共謀して、また「世帯の取り壊しと人の隠匿のためにやってきた」修道院の召使 (Cunta) の指示により、調査簿には五一世帯とだけ記入した。だが、密告した農民によると、この村には、この他に一〇一世帯が存在しており、したがって合計一五二世帯があるが、この「隠された世帯からは、いかなる租税も納めていない」、として調査のさいの不正を指摘したのである。一七一四年、密告に基いて捜索が行なわれた結果、この村の農民は、「この所領のすべての農民の取り決めにより」、世帯を隠し、また他の世帯を併せたこと、修道院の指示によってではなく、自己の申告によって三三世帯を書かず、調査官の滞在中、農民は「森の中へ隠され」、「今は」、即ち調査の完了後、「自分の家に住んでいる」ことが明らかにされた。⁽¹⁶⁾こうして、農民の密告と捜索の結果には、隠された世帯数において喰い違いがあったのみならず、密告者が指摘した、領主である修道院と調査官自身の不正への関与の有無において重要な相違があった。

同じく一七一三年には、大尉サフォノフは、モスクワ県とヴォロネジ県での調査のさいの不正について、次のように指摘した。即ち「多くの世帯を取り壊し、農民を二、三、四世帯から一世帯へ集めた。ヴェネヴ、ダンコフなどの多くの町には、こうして隠された世帯や書き漏された人々が、大勢いる」。⁽¹⁶⁾

以上の二つの事例からも明らかのように、世帯の「隠匿」のために、世帯||家そのものの「取り壊し」(Jromahé) という手段は、典型的なものであり、他に幾つかの指摘がある。即ち一七一四年、ポシエホーニエ郡の調査のさいに

表3 ノヴゴロド郡の隷属民世帯

	世帯数(%)		
	1646年	1678年	1706/10年
B { 裏庭人	93(15.8)	171(31.7)	81(13.0)
{ 屋敷下人	496(84.2)	369(68.3)	541(87.0)
B { 裏庭人	51(21.3)	326(59.2)	41(11.3)
{ 屋敷下人	188(78.7)	228(40.8)	320(88.7)

※ Воробьев. Указ. соч. с. 117-119 より作成

は、ある領主は、世帯が空であると偽装するために「村々から自分の農民を館へ入れ」る一方、「多くの世帯を取り壊し、七世帯を一世帯へ集めた」⁽¹⁶⁾。領主フロロフ・バグリョフも、他の手段と共に、しばしば「世帯を取り壊した」。そして壊した建物・材木を「森へ運んだ」⁽¹⁷⁾り、人目のつかない場所へ隠したのである。

他方、「一八六年の調査簿」ののち、「父から子供が、おじから甥が、兄から弟が」、「分離して、別な世帯を設けて」(отделиться, построить особыми дворами) 家族をなしている場合があった⁽¹⁸⁾。だが、こうしたものも調査期間中は、旧来の世帯へ戻るのが常であった。例えば、領主B・ズマーエフの領地管理人は、メシチョフスク郡のエレミナ部落に連れ出し、「特別の世帯」をなして住んでいた八家族を、調査にさいして、以前に彼らが住んでいた九世帯のなかに書き入れたのである⁽¹⁹⁾。

そして「裏庭人」も、また隠匿された。一七一〇年の世帯調査には、前回と同様に、農民、ポプイリと並んで「裏庭人」もまた担税住民として調査に加えられたことは、これまでも指摘してきた。元来主人の館に仕えたが、次第に館から離れて、自己経営を持ち独立の世帯を構えるに至ったのが、このカテゴリーであった⁽²⁰⁾。したがって、国家が財政的観点から、いち早くこの非自由民に対しても課税のための調査に踏み切った時、領主側においても、これに対抗する措置が採られたのも、けだし当然といわなければならない。表3は、ノヴゴロド郡のベジュツカヤ(B)地区とヴォドスカヤ(B)地区について、一七世紀以来の三回の世帯調査について、ホロプの二つのカテゴリー(「裏庭人」と「屋敷下人」)について、その世帯数と割

合を比較したものである。いま一六四六年のそれは、ひとまず措くとしても、一七〇六—一〇年の調査によって明らかになった際立った特質は、B地区における両者の絶対数の減少を除くと、この三〇年間における「裏庭人」の比重の急激な減少である。即ちB地区(三一・七%→一三・〇%)も、B地区(五九・二%→一一・三%)も、ともにこの現象が、はっきりと認められる。その原因を、「裏庭人」の担税住民化に伴う領主層の対抗措置とみることに、恐らく誤まりはないであろう。家内奴隷の独立化というそれまで採られていた実践を中断した領主は、逆に独立させた「裏庭人」を、再び屋敷下人とした、あるいはそのように偽証したのが、表の数字である。⁽¹³⁾ こうして「裏庭人」もまた「隠匿」されたのである。

以上のような様々な隠匿、偽装工作は、再めて強調するまでもなく、国家の課税単位であった従属民世帯のすべてを、調査にあたって可能な限り低く押え、願わくば、その全てを隠そうとするものであった。三〇世帯の村が、そのまゝ調査簿に登記され、課税される場合と、逆に一〇世帯しか申告せず、「隠された二〇世帯からは、国庫に穀物、貨幣、兵士を納めない」⁽¹⁴⁾場合との差は、きわめて大きかった。その際、こうした偽装工作あるいは隠匿について、そのイニシアティブが領主にあったのか、あるいは村全体の意志であったのかを区別することは、ほとんど不可能であり、また余り意味を持たない。けだし、著しく増強された「国家の搾取」を回避すること、あるいは可能な限り軽減することにおいて、両者の利害は間違いなく一致していたからである。⁽¹⁵⁾

領主及び村が一体となつてのこうした世帯隠しと並んで、担税住民調査においては、調査官自身による不正や職権濫用も跡をたたなかつた。時期的には若干のズレがあるが、一七二二年から本格的に活動を開始した元老院直属のフィスカール、即ち行政監察官は、「国庫の損害」に対して、鋭く眼を光らせた。⁽¹⁶⁾ 彼らは、貴族の勤務忌避から兵士や農民の逃亡、あるいは酒の密造や不法な居酒屋の摘発まで、あらゆる事柄について秘かに監視し、告発したが、調査

における不正も、例外ではなかった。積極的な行動により多くの公金費消(казнокрадство)や賄賂を摘発し、一七五一年四月にはその長官に就任したアレクセイ・ネステロフは、同年、調査官の「あらゆる不正」を、また他の人による「ホローブや農民の隠匿」を「しっかりと監視する」よう特別の指示を送った。⁽¹⁵⁷⁾ 調査官は、しばしば、「申告をそのまゝ、何ら検討もせずに」調査簿に書き込んだり、一八六年の調査簿と「つき合わせもせず」、審問もせずに書いてある、と指摘された。⁽¹⁵⁸⁾ こうした結果、ある御料地の郷(二、三〇〇世帯)では、一、〇五〇世帯もの隠匿が発生した。⁽¹⁵⁹⁾ 調査官のこうした不注意や怠慢は、今にはじまったことではないが、より悪質なのは、意図的な不正であった。即ち賄賂をとり、その依頼者の利益のために、量的に、即ち世帯数を少なく、質的に、即ち住民の担税能力を低く評価して、帳簿に記入したのである。一七一三年、オロネツのある調査官は、二、三、四世帯を一世帯と書くことにより、一ポゴストだけで八、〇〇〇ルーブリ、その他に馬、家畜、毛皮などの賄賂を受けた。⁽¹⁶⁰⁾ また一七一四年、ヴォログダ郡の調査官も、村々で「三世帯のところを一世帯、五世帯の所では二、三世帯と書いて、大きな賄賂をとっている」、⁽¹⁶¹⁾ このため、県は「究極まで零落している」。摘発された調査官の不正は、恐らく氷山の一角であった。政府は、一七一五年六月、すべての聖俗界の人々に、調査官、徴兵使(заборщики)、徴税使(сборщики)の「滞在中、彼らにより」ひき起される「侮辱、収賄」について「すべてのナロードの利益のために、恐れることなく」元老院あるいは県知事に「密告書」(письменные доношения)を与えるよう、とくに呼びかけたのである。⁽¹⁶²⁾

一方で、領主から個々の村人に至るまでの世帯の「隠匿」工作、他方で調査官自身による怠慢と不正、これらによって調査簿の数字は大きく歪められたことは、もはや明らかであろう。だが、その規模について、調査簿史料に基いて、何か近似的な数値を挙げることは、全くできない。唯一の手掛りは、ここでも、一七一九年に始まる人口調査にさいして、その後の「修正」によって明らかにされた「隠匿」と「脱漏」が、三〇%以上にのぼった、という周知の

指摘である⁽¹¹³⁾。だが個々の「人間」と「世帯」の隠匿を同列に論じてよいか、という疑問は依然として残る。ここでは一七二〇年の世帯調査においても、最大限その約三分の一もが調査を、したがって課税を免れた可能性がある、と推測することゝ満足しなればならぬ⁽¹¹⁴⁾。

(120) A. Г. Маньков. Уложение 1649 года. Кодекс феодального права России. Л., 1980.

(121) A. Г. Маньков. Развитие крепостного права в России во второй половине XVII в. М.-Л., 1962. с. 82-83.

(122) A. A. Новосельский. Коллективные дворянские челобитные о сыске беглых крестьян и холопов во второй половине XVII в. 《Дворянство и крепостной строй России XVI-XVIII вв.》 66. ст. М., 1975. с. 335-340.

(123) Там же, с. 335-336. ノヴォセリスキーの遺稿であるこの史料紹介には、全部で一三通の集団嘆願書が収録されているが、「一九八年」(即ち一六九〇年)のそれはない。「モスクワ及び諸都市の勤務人」による「過去」の嘆願書は、一六八二年末に集中してゐる。即ち一〇月二三日付は、ヘルモロド線の諸都市での逃亡ホロフと農民についての搜索の実施、及びその地域の地方長官に逃亡民を下級役人(служилые люди по прибору)として登録することの禁止(No. 7)同年十一月一日付は、同じく逃亡民の搜索の実施、逃亡民の送還まで残りの農民から国家の租税の支払の延期(No. 8)十一月一日付は、逃亡民の搜索を調査官や地方長官でなく、特派の士族、即ち搜索官への委任(No. 9)十二月九日付は、逃亡民の採用に対する罰則の強化、及び農民を労働に使う場合には、領主の承認書による(по покоремным памятам и поручным записям от помещиков)ハヤク(No. 10)を各々要求した。

(124) マニョーフによると、一六九〇年三月二一日付の勅令によって搜索官の派遣が準備されたが、結局「派遣されなかった」。

Маньков. Развитие крепостного права, с. 83.

(125) Уттрайнаの諸都市の地方長官、領主層(No. 8)あらゆる官位の人々(No. 10)。³³³ Новосельский. Указ. соч., с. 324-

(126) Маньков. Развитие крепостного права, с. 83, 87-89.

(127) 一七世紀の逃亡農民に関する文献は少なくないが、とりあえず以上のものを参照。Н. А. Баглонова. Дело о сыске бе-

- glyx крестьян и холопов как источник для истории типлого сельского населения в Поволжье во второй половине XVIII в. 《Проблемы источниковедения》 т. XI, 1963. Е. И. Ошанина. К истории заселения среднего Поволжья в XVIII в. 《Русское государство в XVIII в.》 сб. ст., М., 1961.
- (128) М. М. Богословский. Петр I, т. IV. М., 1948. с. 192-217.
- (129) А. Г. Маньков. К истории разработки законодательства о крестьянах на рубеже XVII и XVIII вв. 《Археографический Ежегодник за 1958》 М., 1960. его же. Развитие крепостного права, гл. V.
- (130) Ключков. Указ. соч., с. 222.
- (131) ПСЗ, т. IV. No. 1980, No. 257-258.
- (132) ПСЗ, т. IV. No. 2092, с. 341.
- (133) ПСЗ, т. IV. No. 2147, с. 378-379.
- (134) 一七世紀末—一八世紀初のムソンの全このカサートは、しかしながらムソンの自治とカサートの自由の解消を狙う絶対主義政策に対して、一致して反対したことも事実である。一七〇八年五月、蜂起の鎮圧に向ったA・D・メーンシヨフは、ツマールに「彼らカサートは、すべて結託してつらむ」と報告した。A. П. Пронштейн. Войско Донское накануне Булавинского восстания 《Вопросы военной истории России. XVIII и первая половина XIX вв.》 сб. ст. М., 1969.
- (135) 此の#はゆなへ、うさな、トマーヤ、ソの「韓民戦争」の終結をさす。E. П. Подьяпольская. Крестьянская война в 1707-1709 гг. 《Крестьянские войны в России XVII-XVIII вв.》 сб. ст., М., 1966. с. 181-184.
- (136) Ключков. Указ. соч., с. 221.
- (137) Там же, с. 228.
- (138) Там же, с. 232-233.
- (139) М. М. Богословский. Областная реформа Петра Великого. Провинция 1719-1727 гг. М., 1902. с. 416-417.
- (140) Ключков. Указ. соч., с. 223, 233.

- (141) この時期の逃亡民の都市への流入の割合の増加を指摘するラソレノヴァは、その理由として、都市生活の活性化、労働力への需要のたかまり、そして雇傭主のみならず、市当局の承認を挙げている。Н. В. Разоренова. *Беглые крестьяне в городах среднего Поволжья в первой четверти XVIII в.* 《Вестник МУ》 сер. 8. 1979. No. 4. с. 30.
- (142) この点については、マニーシキフの新著が一章をさいているが、周知のようた、一七一九—一七二七年の逃亡農民は、公式史料によるだけでも、二〇万人に近づいたのである。Анисимов. Указ. соч., т. V. ПСЗ, т. XI. No. 8619, с.
- (143) Ключков. Указ. соч., с. 240-241.
- (144) Там же.
- (145) Там же, с. 241.
- (146) Там же, с. 245-246.
- (147) Там же, с. 252.
- (148) Там же, с. 248. バクラノヴァは、この時期におけるヴォログダ郡のある地区の農民世帯の分割 (раздел) によつて、それが農民経営のすゝて (財産、建物、農具、そしてチャグロ地) に及ぶものであり、その結果生ずる「弱体な経営」の故、一般には領主によつて認められにくかったことを指摘した。だが、他方で、「一七二〇年以降分割し、特別の世帯に住んでいる」(отделясь после 1710 году, живут в особливом дворе) 若干の例を挙げている。例えばカドニコウチ部落のある農民の妻は、「一七〇八年に夫を兵士に徴用されたが、一七二〇年六月の嘆願書のなかで、夫の父親と兄弟が「彼女を家におかず、土地も建物も与えない」、したがつて息子と共に放浪している」と修道院当局に訴えた。この係争を解決すべく、領地管理人と選拔農民が仲入つて、結局「家畜と農具 (крестьянской рухляди)」を三分の一だけ分けてもらったが、土地と建物については、その後の折衝から、結局与えられなかつた。バクラノヴァによると、このように「十分にしばしば、分割のイニシヤティブをとつたのは、夫の家族に住んでゐた妻に未亡人であつた」。Е. Н. Бахланова. *Крестьянский двор и община на Русском Севере*. М., 1976. с. 165-169, 179.
- (149) Ключков. Указ. соч., с. 252.

- (150) これについては、拙稿「入頭税の導入について」注(87)でも指摘したように、アニーシモフの論文があるが、更に彼の新著では、新しい素材を加えて論じられている。Анисимов. Указ. соч., с. 139-165.
- (151) В. М. Воробьев. Изживалось ли холопство в поместьях Северо-Запада России середины XVII-начала XVIII века? 《Ист. СССР》 1983, No. 4. Устарелость? 一八世紀初頭における従属民世帯の絶対数の減少を、逃亡や他地域への連れ出し、そしてこの時期に発生し、「北西ロシアにおける人口誌的状况を変えた」新しい要素(北方戦争、常備軍などがチャゴロ住民に課した負い諸負担)の結果として捉え、こうした条件下で、領主経営におけるホロープの役割は増大した、と主張する。
- (152) Там же, с. 121.
- (153) Ключков. Указ. соч., с. 247.
- (154) こうした隠匿の結果、一つの注目すべき現象が出現した。即ち調査簿には、時に二五—三〇人(男女)もの住民を持つ世帯がみられるのである。(Там же, с. 253)アレクサンドロフによると、近世を通して一世帯の平均居住者数は、七一八人であり、「一五世紀末から一九世紀半ばに至るまでの三世紀半、農民家族は、その数において本質的な変化をうけなかった」。
- В. А. Александров. Типология русской крестьянской семьи в эпоху феодализма. 《Ист. СССР》 1981, No. 3. с. 87.
- (155) Г. Н. Анпилогов. Фискалитет при Петре I. 《Вестник МГУ》 1956, No. 2. この職は、同時に、罰金の著しい部分を自ら受け取る「ネロもうけのゆたかな可能性」を持つが故に、自らも多くの職権濫用を重ねたのである。
- (156) Там же, с. 74-76.
- (157) Ключков. Указ. соч., с. 247.
- (158) Там же, с. 248-249.
- (159) Там же, с. 249.
- (160) Там же, с. 250.

(161) Там же, с. 251.

(162) ПСЗ, т. V, No. 2915, с. 160.

(163) 拙稿「人頭税の導入について」二八七頁。

(164) クロチコフは、結論として一七二〇年の世帯調査による約二〇%もの大幅な減少は「事の実際の状態」と一致しない、と主張する。たとえ世帯数が減ったとしても、その半分の一〇%を越えるものではなく、住民数においては、減らなかった可能性さえある。二〇%及びそれ以上の現象という調査にあらわれた結果は、したがって「地方的な現象」であるか、あるいは「架空の現象」であったか。(Ключков, Указ. соч., с. 256)

五 ランドラート調査

一七二〇年に実施された世帯調査は、その大幅な世帯の減少の原因がどうであれ、その全体の結果が政府に知らされた一七一四年になっても、国家の課税の基礎として導入されることはなかった。戦争に関わる出費がいぜんとして増加の一端をたどり、相次ぐ臨時税の実施のなかで、たとえそれが「真の空白」を伝えていたとしても、そうした低い数字を採用することは、政府にとって望ましくなかったからである。したがって、「一八六年ではなく、一七二〇年の調査簿に基づく」徴集を求める個々の領主、あるいは地方当局の強い要請にも拘らず、「一八六年の調査簿」は維持され続けた。それは更に、租税の徴集のみならず、様々な行政に関する基礎としても利用されつづけたのである。⁽¹⁶⁵⁾

では一七二〇年の調査簿は、まったく無視され、決して用いられることはなかったのだろうか。そうではなかった。既に指摘したように、一七一三年一月、元老院はすべての県から兵士を「一八六年の調査簿に基いて、農民と商地区住民から」徴用する、と指示すると同時に、キーエフ、カザン、アゾフの各県については「七二〇年の調査簿により、郷土と増加した世帯から」(по переписным книгам 1710 г., с однодворцев и с прибылых дворов) 四〇世帯

につき一人を徴用する、としたのである。⁽¹⁸⁶⁾この指示は、「一八六年の調査簿」には、郷士等の今回はじめて「担税住民」として調査対象となった人々が欠けている、という単純な理由によるものであったが、この時以降、南部の三県については、一七二〇年の調査簿が用いられたのである。⁽¹⁸⁷⁾

一七二〇年の調査結果に対する中央政府のこうした対処、利用とは違い、地方のレヴェルでは、指示された「一八六年の調査簿」ではなく、一七二〇年のそれに基づき、あるいは「現存の世帯」から徴集する場合は、稀ではなかった。即ち地方当局は、既に三〇年以上も前の「廃れた調査簿」による徴集の不可能について中央に報告し、「新しい調査簿」に基づく租税の配分へ「勝手に」移行したのである。⁽¹⁸⁸⁾例えばゾフ県では、すべての租税は、新しい調査簿に基いて徴集された他、こうした例は少なくなかった。⁽¹⁸⁹⁾政府は、「空白」のため貨幣を徴集できない、あるいは現存の農民が「すべての空の世帯から、貧しさの故、貨幣を納めない」、という徴税吏の報告に接して、地方当局によるこうした措置を不承不承ながらも、認めざるを得なかったのである。

他方で一七二〇年以降、政府は「真実ならざる空白」(пустота неправдивая)との闘いに乗り出した。その原因は逃亡と隠匿にある、というのが政府の見解であったから、「ロシアの生活のこれらの悪の根源」を絶つべく、多くの計画が立てられ、また審議されたのである。しかしながら逃亡については、その罰則と監視体制の強化以外には、⁽¹⁹⁰⁾ほとんど有効な手段を採ることはできなかった。捜索官の派遣という前世紀に採られた強い措置は、局地的にせよ行なわれなかつたのである。これに対して世帯の「隠匿」については、再調査を提案するもの、「空白」の「証明」の実施を説くもの、あるいは全く新しい調査の実施を主張するもの、等々の若干の提案がなされ、⁽¹⁹¹⁾それらの或るものは実際に行なわれた。例えば一七二二年八月、モスクワ県知事M・ロモダノフスキーは、「多くの地方では、農民世帯に真の空白(пустота сухая)がある。他方で、他の多くの場所では、古い調査簿以外に多数の人間がいる」と報

告し、「我が国家の利益とすべての民衆のために」、一七一三年から県内の「空白」の証明を開始したのである。⁽¹⁷⁾以下では、一七一一—一五年に実施されたこうした局地的な調査の幾つかを検討することにしよう。

一七一三—一四年、「以前は首領の下にあり、……現在、陸軍大将及び他の人々の下にあるウクライナの村々」についての調査が実施された。⁽¹⁸⁾「首領」とは、ポルタヴァでスウェーデンのカール一二世に寝返った、そして敗走後まもなく、トルコで死亡したマゼッパであり、「陸軍大将」とは、この戦闘の功績により、ウクライナに多くの所領を獲得したA・И・メーシコフのことである。⁽¹⁹⁾一七一四年に実施された調査により、メーシコフの所領には四七九世帯(二、五二九人)、他の領主の下には二〇三世帯(一、〇〇二人)、そして六〇七人もの逃亡民が明らかにされたのである。⁽²⁰⁾

これより先の一七一二年には、海軍元帥アブラクシンの提案によって、「造船のあらゆる仕事のために」聖ペテルグ県のオロネツ、カルゴポリ、ペロオーゼロ、ウスチュジュナ、アルハンゲロゴロド県の御料地チャロンドスカヤ郷、ノヴゴロド郡のサルマクスカヤ郷の約二四、〇〇〇世帯が、海軍工廠(Адмиралтейство)へ「登録された」⁽²¹⁾。アブラクシンは三〇、〇〇〇世帯を要求したのだが、二割ほど値切られたのである。決定後、彼はこれらの諸都市と郷へ司令官(Командант)を派遣して、住民の詳しい調査にあたらせた。即ちペロオーゼロで調査にあたる者に対し、「最も年少のものから、高齢のものまで、すべてを一人も逸することなく調査する」こと、その後男女の数、およびそれらを年齢別に「四段階に分けて」(на 4 части порознь)——①一五歳まで、②一五—二五歳、③二五—六〇歳、④六〇歳以上——記入すること、「空の世帯」については、いつ、なぜ、荒廃したのか、いま誰がその土地を持っているか、以上について調査を実施するよう指示したのである。⁽²²⁾調査は一七一四年に完了したが、後述の如く、ここにはのちのランドラート調査の芽が、すべて出揃っている点に留意したい。

この他に、この時期には正教会に所属しない異教徒、あるいは異端についての調査が実施されている。一七一三年一月の勅令によって、アゾフ、カザンの両県で「正教徒の住民を擁する所領をもつ」イスラム教徒の領主 (Gacyp-Mah) に対して、半年以内にキリスト教の洗礼を受けること、さもなければ所領を没収する、という二者択一を指示したのち、こうした非キリスト教徒の調査が実施された⁽¹⁰⁾。他方、北部でも、白海、ムルマンスク海の沿岸、ラドガ湖、オネガ湖の周辺、北ドヴィナ河は、ホルモゴールにかけて一五ヴェルスタ、あるいはコラ郡のラップ (ランド) 人のポゴストについても、はじめて調査官の足が延びたし、そして北部に点在していた分離派教徒も、調査対象とされた⁽¹¹⁾。だが改宗か、それとも二倍の課税 (あるいは所領没収) か、を厳しく迫ったこうした調査も、ほとんど奏功しなかったのである⁽¹²⁾。

一七一年から一七一五年にかけて実施された以上のような部分的調査は、その個々の点において軽視できない内容を含んでいたとはいえ、全国的な観点からすると、一七一〇年の世帯調査を修正し、補充するものではなかった。その作業は、一七一五年から始まるいわゆるランドラート調査に委ねられたのである。一七一三年に県知事の補佐役として登場する、ドイツ語 (Landrat) をそのまま冠したこの地方行政官は、一七一五年からは、新しい行政区画、ドリーヤの長官として当該地域に関する全ての権限を一手に握ることになったが、新しい担税住民調査も、彼に委任されたのである。以下では、この調査の経緯を、そこに現われた農村社会の動向に注意しながら、辿ることにしよう。

ランドラートによる世帯調査は、一七一五年一月一日付の短い勅令をもって開始された。「農民とポブイリ及びその他の世帯そしてその住民」を、「あらゆる隠匿や狡猾なく、正しく」調査し、その調査簿と一覽表を作成し、元老院へすぐに送ること、これが指示のすべてである⁽¹³⁾。今回の調査は、こうして県の更に下部の行政単位であるドリーヤの長官に委任されたこと、また世帯の住民についても調査が及んだこと、等々に若干の新味があった。調査に先

立って、県当局からランドラートに対して「条項」(Статья)、「訓令」(Нарказ)という全般的な指針が与えられた。いまアルハンゲロゴロド県当局から県下の各ドーリヤのランドラートへ与えられた指示を例にとると、その内容は、次の六点に整理することができる。⁽¹⁸⁾

(一) ランドラートは、調査に先立って、すべての教会、都市の門、市場や定期市の立つ場所で調査の実施について宣告し、世帯及びその住民数について申告書(Сказка)を提出するよう指示する。その際、誰も世帯を「隠したり、人の住む(世帯)を空白と書いたり、知らないと言ひ逃れをしたり、隠匿のために、二、三、及びそれ以上の世帯から農民を一世帯に集めたり、男女の屋敷奉公人を隠したり、「農民を」屋敷奉公人と書いたり、世帯を取り壊したり、こうしたいかなる虚構をしてはならない」こと、を指示する。⁽¹⁹⁾

(二) 申告書は、領主自らが署名のうえ提出することとし、領主が不在の場合、あるいは一五歳以下の未成年の場合には、領地管理人、村長、選抜の、善良な農民がこれを提出する。

(三) 申告書には、「領主の館に住む」屋敷下人、使用人(Служилые)、「下人(Деловые люди)」、家畜番とその各々の男女の名前を、年令とともに書く。農民、ボブイリ、裏庭人については、一八六年と七一〇年の調査簿では、各々の村にどの位住んでいたか、現在どの位いるのか、そして一八六年、七一〇年の調査以降、各各の村ではどの位「増え、あるいは減ったか」を、その原因とともに記入する。増加した場合には、本人が「いかなる緊縛文書に基いているか」も、併せて記載を指示した。⁽²⁰⁾

(四) 申告書の提出後、ランドラート及びコミッサールは、これを「点検し、かつ証明すること、とりわけ「空白の証明」は、注意深く行なわれねばならない。即ち一八六年及び七一〇年の調査以降に荒廃した「空白の世帯」について、それは住民が「逃亡中なのか、あるいは死亡したのか、あるいは兵士に、及び移住者として取られたのか」、

を調査し、こうした「故意でない空白」(Невольная пустота)と「自己の領主が他県にある所領へ連れ出した」、「誰かに譲渡、売却、嫁資として与えた」という「故意の空白」(Сольная пустота)とを区別すること、を指示した。更に増加した世帯については、「家族から分離した」のか、「外部からの人でない」のか、他の村から連れ出されたのか、を区別する。証明にあたっては、単なる点検と審問に限らず、「虚偽の証言に対しては厳罰」という威嚇の下に、外部の人々、隣人及び聖職者からも証言をとるよう指示した。⁽¹⁸⁾

(五) ランドラートは、更に調査にさいして「隠匿」と「脱漏」が生じないようあらゆる措置を採るよう指示されたが、その主要なものは、密告のすすめであった。もし「隠匿」について密告し、捜索の結果、事実と判ったならば、その「若干が与えられるだろう」ことを、前以って明らかにすること、密告があったならば、大公の勅令と法典に基いて審理すること、密告者が現れなければ、「正しい密告に対しては、自由が与えられるであろう」ことを告げること、等々である。⁽¹⁹⁾

(六) 調査簿の作成にあたっては、各領主の村ごとに、領主の館に住む屋敷下人、下人及び家畜番を、農民世帯から分けて、別の項に書く。一八六年、七一〇年の調査簿と比較し、その増減の理由、また年令を八段階に分けてその男女数を記入する。⁽¹⁸⁾ 調査簿は、その一覧表とともに元老院へ提出し、ランドラートの手元には、そのコピーを残す。

ランドラート調査は、ほぼ以上のような指示に従って、一七一五年末に開始された。だが、自己のドーリヤでの絶え間ない、緊急を要する仕事をかかえていたランドラートにとって、この「新しい調査の仕事」は、きわめて大きな重荷であり、容易にはかどらなかつた。一七一六年はもちろん、一七一七年になつても、元老院の再三の指示にも拘らず、ランドラートは、調査簿をもって聖ペテルブルグへ現われることはなかつた。⁽¹⁹⁾ ようやく一七一八年になつて若干の調査簿が届けられたが、一七一九年末、即ち調査後四年を経過しても、キーエフ、シベリアの両県からは一人の

ランドラートも派遣されて来なかったことから明らかなように、その完成には程遠かったのである。⁽¹⁹⁾だが、より重要なことには、一七一八年には、調査される総世帯数が、「一八六年の調査簿」のそれを越えないことが明らかになった。⁽¹⁹⁾加えて、この時期から始った地方行政の再度の改革、そして新しい人頭税の導入のための「人口調査」(ПОЛЪИ-НАБЪ СКАКА)さえ始まることになった。こうした状況のなかで、世帯調査は既にその意義を失いつつあった。たとえランドラート調査が、よりよく現実を反映した世帯数を示すことができたとしても、その数字は、既に課税の基礎として用いられることはなく、不必要であった。こうして、一七一五—二二年の約六年に及んだランドラート調査は、その完成をみることなく、したがってまた、一七一〇年の調査よりも更に、ほとんど何の役割を果すこともなく、徒勞に終わったのである。⁽¹⁹⁾

ランドラート調査は、以上のように調査としては失敗に終わった。だがその史料的价值は、一七一〇年のそれに劣らず大きいと云わなければならない。とりわけその詳しい調査内容は、たとえ部分的にせよ、当時の農村社会の動向を示す貴重な証言となつているのである。この点について述べる前に、ランドラート調査簿それ自体について、一つの例を挙げておこう。アルハンゲロゴロド県には、当時国有地村落が集中しており、その一つウスチャンスカヤ郷は全体で一、〇〇〇世帯をこえるが、その内実は、一〇世帯前後の多数の部落の集まりである。⁽¹⁹⁾その一つの部落について、調査簿には、以下のように記されている。

ベジマ川沿いのヴィソクシャ部落。一八六年の帳簿によると、七一〇年も同じく、六世帯が記されていた。現在は、〔以下の如くである。一七〇〇年以前は旧い年代表記が用いられている……筆者〕

クラコフの息子ヤコヴ・ヴァシリエフ二九歳の世帯、彼の妻マリヤ三三歳、息子イヴァン当歳。彼の兄アゲイ四三歳、その妻アガフィヤ四〇歳、娘ヴァシスタ当歳。彼の姪ウリヤナ・アフアナシェヴァ一五歳。一八六年には、

この世帯にクラコフの息子グリゴリー・フォードロフが住んでいたが、彼は一九五年に、息子ヴァシリーは二〇〇年に死亡した。イヴァンは、同じ部落の別の世帯に記されている。七一〇年には、彼ヤコヴが、この世帯に〔世帯主として〕登録されている。彼の弟エヴドキムは、七一年に、サンクト・ピートルブルフで仕事中に死亡した。彼の妻アガフィヤは、娘バラスコヴィヤを連れて結婚した。彼の兄弟アフアナシェイは、七五年に、サンクト・ピートルブルフへ労働者として取られた。彼の妻クセニヤは、娘エカテリナを連れて放浪している。

クラコフの息子エメリヤン・イヴァノフ三一歳の世帯、彼の妻ダリヤ三三歳、息子ヴァシリー当歳、娘マトロナ一〇歳。一八六年には、この世帯にチュエルノウソフの息子イヴァン・フォードロフが住んでいたが、彼は二〇五年に死亡した。七一〇年には、彼エメリヤン・イヴァノフがこの世帯に登録されている。彼の娘エレナは、七四年に死亡した。

チュルトフスキーの息子イヴァン・アンドレーエフ三八歳の世帯、彼の妻マリヤ三三歳、息子アンドレヤン五歳、娘ベラゲヤ一四歳、マリナー一〇歳。一八六年には、この世帯に彼の父アンドレイ・チュルトフスキーが住んでいたが、彼は二〇五年に、彼の息子ヴァシレイは七〇〇年に、死亡した。七一〇年には、この世帯に彼イヴァン・〔アンドレーエフ〕チュルトフスキーが登録されている。

フェドリンの息子、鍛冶屋アンドレイ・キリロフ四〇歳の世帯、彼の妻マリヤ三三歳。一八六年には、この世帯に彼の父であるフェドリンの息子、キリロ・アンドレーエフが住んでいたが、彼は一九二年に死亡し、彼の息子イヴァンが、下に書かれた。七一〇年には、この世帯に彼イヴァン・フェドリンが登録されたが、彼は七五年に死亡し、彼の妻マリナは、娘エヴドキヤを連れて、貧しさのため放浪しており、一方彼アンドレイは、妻マリヤとともに、七一八年に、仕事のためヴァガ郡へ出掛けた。

クラコフの息子で貧しい老人で盲目のセミヨン・ノヴァノフ五七歳の小世帯、男ヤモメ。彼の娘ウスチニヤ一〇歳。一八六年には、この世帯にクラコフの息子イグナテイ・フォードロフが住んでいたが、彼は二〇六年に、彼の子供イヴァンは七〇年に、死亡した。セミヨンが、上に記された。七一〇年には、この世帯に彼セミヨン・イヴァノフ)クラコフが登録されている。彼の息子ステパンは、七一七年に労働者として、サンクト・ピートルブルフへ取られた。

七一〇年ののち新たに設けられた小世帯には、ノヴァノフスカヤの娘で、〔故〕クラコフの妻、貧しい未亡人メラニヤ・マルトウイノヴァ四〇歳が住む。

一八六年には、チュルトフスキーの息子クレメンチェフが住んでいた世帯は、空であり、彼は二〇七年に死亡した。七一〇年には、チュルトフスキーの息子ヴァシレイ・アンドレーエフが世帯に〔世帯主として〕登録されていたが、彼は七一七年に、彼の妻ベラゲヤは七一八年に、死亡した。彼の息子ヤコヴとヴァシレイは、貧しさの故、サンクト・ピートルブルフへ出掛けて、ここにはいなかった。ヴァシレイの妻イリナは、放浪している。

現在、この部落には、人の住む四世帯、及び貧しい二つの小世帯があり、一世帯は空である。人の住む世帯における男子は、五歳以下が三人、二五―五〇歳が五人、五〇―六〇歳が一人、女子では、五歳以下が一人、五―一〇歳が三人、一〇―一五歳が二人、二五―五〇歳が六人、計男子九人、女子一二人、男女合計二二人である。

北ロシアの国有地村落の一つ、ヴィソクシャ部落という辺地の調査簿の記述は、以上の通りである。⁽¹⁹⁾我々は、この無味乾燥な報告から何かの「傾向」を引き出すことは、むろんできない。ここでは、調査簿が、先のランドラートへ

表4 人口減少の諸原因 (1710・1717年)

減少の原因	男子	女子
	人数 (%)	人数 (%)
死亡	1,797 (36.0)	1,508 (53.5)
逃亡	801 (16.1)	421 (15.0)
放浪	435 (8.7)	583 (20.7)
徴用:		
{ 兵士	675 (13.5)	— —
{ 大工, 労働者	674 (13.5)	— —
{ ベテルブルグへの永住	18 (0.4)	7 (0.3)
《他の所領》への連出し	292 (5.9)	— —
嫁入り	— —	265 (9.4)
不明	292 (5.9)	32 (1.1)
	4,984(100.0)	2,816(100.0)

Бакланова. Указ. соч., с. 19. より作成

の指針通りに実施された点を確認しておきたい。国有地村落という性格上、領主の館に住むホロープについての記述はないが、各農民世帯とその構成員の三〇―四〇年間に生じた変化が追跡されると同時に、現在の状態が、課税単位として必限な限りで、数字の形で捉えられているのである。そしてこのランドラート調査が示している当時の農村社会の動きの全体としての特徴については、とりわけ次の点に留意しなければならない。

まず第一に、右に例示した小さな村落の調査簿からも明らかのように、戦争と改革が不可欠とした労働者、兵士の徴用において、この北辺の郷の住民も、容赦なく巻き込まれたことである。「兵士として取られた」、「サンクト・ピーテルブルフで仕事中に死亡した」、またこうして夫を奪われた「妻が娘を連れて放浪している」、という指摘は多く、しかもこれが引き金となって世帯が空になった場合も、決して珍しくなかったのである。⁽¹⁸⁾この点は、ヴォログダ郡のグベンスカヤ地区に関する一七一〇―一七七年の住民の減少の原因について男女別に示した表4からも、はっきりと読みとることができ。即ち住民の減少は、死亡を除くと、逃亡、放浪、そして国家による徴用が、その三大原因であったが、男子にとっては徴用(二七・四%)が、女子にとっては放浪(二〇・七%)が、各々そのトップを占めているのである。改めて云

表5 アルハンゲロゴロド県の世帯調査

	1715年		1710年	
	世帯数	人口	世帯数	人口
ヴァガ地区	4,883	16,218	5,539	14,256
ヴォログダ				
第1地区	7,232	23,828	6,331	24,958
第2地区	7,059	21,941	6,492	24,984
ガリーチ地区	5,944	17,577	6,144	16,972
ドヴィナ				
1. ドヴィナ郡	3,623	—	3,487	—
2. ケヴロリ郡	1,196	—	1,216	—
3. メゼニ郡	967	—	966	—
ウンジェニ	3,566	9,417	4,651	13,869
ウスチュグ	5,603	22,036	6,454	25,255
	40,613	111,017	41,280	120,294

Клочков. Указ. соч., с. 420.

うまでもなく、両者は、相互に関連した現象であった。一家の支柱を奪われた妻は、しばしば幼な子を連れて放浪し、乞食せねばならなかったからである。⁽¹⁹⁾

第二の、より重要な点は、我々の紹介した小さな調査簿からは明らかにされないが、ランドラート調査は、若干の地域で人口増——世帯増ではなく——を示したことである。表5から明らかのように、アルハンゲロゴロド県のヴァガ地区では、一七一〇年の調査から一七二七年の調査にかけて、世帯数で六五六が減少しているにも拘らず、住民数は、一、九六二人も増加した。したがって、一世帯平均では、男二・六人から三・三人まで、大きくはね上ったのである。ガリーチ地区についても、全く同様なことが指摘できるが、こうした例は、むしろアルハンゲロゴロド県にのみ例外的な現象ではなかった。ペテルブルグ県のウグリツチ郡についてみると、一七一〇年の調査では、四、一六四世帯、一九、〇八九人であったが、ランドラート調査では、四、八二七世帯、三二、五六七人であった。したがって世帯は六六三の増(約一六%)であったのに対し、住民数は一

三、四七九人の増(約七〇%)に達したのであり、一世帯当りの平均も四・六人から六・七人にまでなった。⁽¹⁸⁾ モスクワ県のアレクシン郡でも同一の現象がみられる。この郡は、一六七八年の調査簿では、三、三四五世帯、一五、七五四人であったがランドラート調査では、三、四〇五世帯、二四、七七九人であり、世帯数の増加が僅かであったのに較べて、住民数の伸びは著しいものがあつた。⁽¹⁹⁾ この他にも、幾つもの同じ傾向を示す事例があるが、もちろん、これと合致しない例も、決して少なくない。アルハンゲロゴロド県を例にとると、ヴォログダの第一区、二区ともに、世帯数は増加したが、住民数は減少しているし、他方、ウンジェニ、ウステュグの両地区は、世帯数、住民数ともに大きく減少している。だがこれらをもつて、先の事実が持つ意義を否定するわけにはいかない。けだし、世帯数の減少にも拘らず、住民数が増加したという現象は、領主と村が一体となって推進し、政府が懸命に阻止しようとした、あの世帯の「隠匿」を明確に示しているからである。⁽²⁰⁾

こうしてランドラート調査は、一七一〇年のおいて明らかになつた二〇%にも及ぶ世帯の「空白」について、我々が指摘した諸原因のうち最も主要なものである、一方での国家による労働者、兵士の徴用そして逃亡、他方での世帯隠し、というピョートル改革期の農村の動向を象徴する現象を裏書きしている、といえるだろう。

(15) Ключков, Указ. соч., с. 274-277.

(16) ПТСЗ, т. V. No. 2629, с. 4.

(17) クロチコフによると、一七一〇年の調査簿だけに基いて課税された事例が、二つあつた。Ключков, Указ. соч., с. 271-274.

(18) АНЧИНОВ, Указ. соч., с. 37.

(19) Ключков, Указ. соч., с. 281-282. 及び拙稿「ピョートル改革期の村と農民嘆願書」、『一橋論叢』八九卷一号、一九八三

年、九二—九三頁、参照。

- (170) この時期には逃亡農民(及び兵士)の取締りや調査に関して、以下の勅令が発せられた。ПСЗ, т. IV. No. 2668 (1713. 4. 24) с. 24, т. IV. No. 2672 (1713. 9. 24) с. 26-27, т. IV. No. 2807 (1714. 5. 6) с. 104-105, т. IV. No. 2891 (1715. 2. 28) с. 150-151, т. IV. No. 2910 (1715. 5. 20) с. 158.
- (171) Ключков. Указ. соч., с. 284-298.
- (172) Там же, с. 293.
- (173) Там же, с. 306-307.
- (174) 「ヨロートル一世の側近かゝ寵臣」メーシニコフの所領全体を検討したトロイツキーの論文によると、一七〇九年にウクライナ右岸に二所領(二八〇三五一人男)を獲得した。С. М. Троицкий. Хозяйство крупного сановника России в первой четверти XVIII в. 《Россия при реформ Петра I》сб. ст., М., 1973. с. 218-220.
- (175) Ключков. Указ. соч., с. 308.
- (176) ПСЗ, т. IV. No. 2538 (1712. 6. 6)
- (177) Ключков. Указ. соч., с. 310-311.
- (178) Там же, с. 311-314.
- (179) Там же, с. 315-317.
- (180) ヨロートル改革期の分離派教徒については、別の機会に譲らなければならないが、前掲拙稿「人头税の導入について」の注(145)に関連して、次の点だけ確認しておきたい。一七一六年二月一八日の勅令によると、「過去一七一四年二月の勅令」により、分離派教徒の男女を調査し、彼らに「二倍の税額」(女子は半額)を課した、とある。したがって、人头税が課されたわけではなかった。他方で「一七一四年二月の勅令」は、ПСЗには見当たらず、一七一六年の二月八日の勅令において、これが規定されている。(ПСЗ, т. V. No. 2991, с. 196. No. 2996, с. 200.) 但し、ホルテは、他の史料に依って、一七一四年にはじめて勅令が出されたという見解をとっており、また一七一六—一七二五年の一〇年間に一四回もの同様な勅令が出されたことを指摘している。H. H. Nolte. Religiöse Toleranz in Rußland 1600-1725. (Göttingen, 1969) SS. 148-150.

- (181) 以下では、クロチコフによって、ランドラートの概要を記しておこう。ランドラートは、地方行政のあらゆる事柄に於ける県知事の補佐役として、一七一三年四月の勅令によって、各県——県の大中小に依じて、各々二名、一〇名、八名——に置かれた。形のうえでは選任であったが、実質的には任命であり、過去の経歴が示すように、大抵は地方行政に「熟練したヤリ手」(привычные дельцы)であった。彼らは、法の上では「県知事とその仲間」であり、実際にも知事の死去のさいには、全ての権限がランドラートに委任された場合もあった。だが通常は、県知事の直接の権力のもとにおかれたのである。だが一七一五年、ランドラートは、県下の「ドーリヤ」という一定地域の行政長官として、新しく出発する。ドーリヤとは、一七一〇年に各県への軍隊の配備にさいして用いられた、したがって地域とは直接的な関係をもたない計算上の単位で、一ドーリヤ＝五、五三六世帯であった。だがドーリヤには、全体として、もとの「郡」がそのまま転化されたり、あるいは若干のドーリヤに分割されたり、逆に若干の郡が一ドーリヤを構成した。したがって一ドーリヤには、三、〇〇〇—八、〇〇〇世帯という大きな偏差が生じたが、ランドラートはこの新しい行政区画の長官として、あらゆる事柄について、独自の権限を揮うこととなった。財政、裁判、行政警察、等々の諸活動の他、例えば彼らには、世帯の「空白」の証明という臨時の仕事も委ねられたのである。(Ключков. Указ. соч., с. 319-341.) この他 R. ヴィットラムの興味深い指摘があり、この時期のヨーロッパ諸語のロマンチック流入も考察をわけておく。R. Witttram. op. cit., SS. 134-138. F. Kaiser. Der europäische Anteil an der russischen Rechtssterminologie der petrinischen Zeit. 《Forschungen zur osteuropäischen Geschichte》 X, 1965.
- (182) ПСЗ, т. V. No. 2964, с. 185.
- (183) Ключков. Указ. соч., с. 353-359.
- (184) Там же, с. 354. 既述のようだが、こうした「虚構」はすべて、以前の調査のさいあらわれたものである。
- (185) Там же, с. 355.
- (186) Там же, с. 356. こゝで、とりわけ注目に値するのが、「故意の空白」のなかの「売却」、即ち農民の売買を示唆してゐる点である。周知の如く、ピョートルは、一七二一年四月一日の勅令において、ロシアには、「今も」農民やホロブ (дворяне и дворовые люди) や「家畜のやうに」、「家族や父、母から娘や息子」を「ハンバラに売る」「習慣」がある、と指摘

(199) Tam xre.

(200) ミリニコフは、ランドラート調査全体について、財政史的観点から次のような結論を引きだした。「ランドラート調査は、全体として不満足な諸結果を与えた。(一八世紀の)最初の一〇年間のうち、たとえ多くの地域で回復がみられたとしても、にも拘らず政府にとって、こうした改善を財政的目的のために利用することは難しかった。若干の地域で調査が示す人口増は、一六七八年の調査以来の減少を埋め合わせなかった。一方我々は、政府が一七一〇年の調査を無視して、この(一六七八年)調査により課税しつづけたことを知っている。こうして政府にとって、この増加は存在しないも同然であって、(他の)地域における若干の減少だけが存在した。住民は、地域によっては、古い世帯のなかに群集し、新しいそれを設けるのをさけて、(したがって)世帯数よりも、より急速に増えた。世帯別課税制度のもとにおいては、政府は住民のこうした増加を利用できなかったのである。だが、たとえ直接的にはなくとも、国庫の歳入の増加を間接的にせよ約束した、これらの慰めを与える現象も、決して全域的ではなく、おそらく、むしろ例外的でさえあった。大多数の場合、ランドラート調査は、ロシアの租税住民は一七一〇年以降も、たえずしかも急速に減り続けていることを示した。荒廃の過程は、一七一〇年にかけてとりわけ被害を蒙った北部から、北東全域に拡大された。政府がこの調査の結果をいかに説明しようとも、とりわけ次のことは明白であった。即ちこの調査は、何らかの財政的施策の基礎となりえないこと、である。何か新しいものを考え出さねばならぬか?」 MURKOV, Ykas. con., c. 413.

六 結びに代えて

これまで我々は、一七一〇年に実施された全国的規模での租税住民調査について、とりわけ世帯数の大幅な減少(約二〇%)へ導いたと目される幾つかの原因の検討に多くの頁をさいてきた。その結果、一方では戦争の勃発及びそれに伴って強力に推進された諸改革のための、未曾有の規模での「国家の搾取」を、他方ではこれに対抗・抵抗する世帯の「隠匿」と逃亡を、その主要な原因として指摘した。ランドラート調査も、これを傍証しているのである。

だが「空白」の原因は、これに尽きるものではない。この時期の「領主の搾取」の強化については、ひとまず措くとしても、全国的な穀物の不作、各地での火災、そして伝染病の蔓延、等々の「自然的」な諸要因、あるいは多数の盗賊の跋扈や反乱、等の「社会的」な要因も、無視するわけにはいかないであろう。最後にこうした点についても簡単にふれておこう。

一七一—一八世紀のトルコは、伝染病の発生源だと云われることがある。ピョートル時代に関して云えば、一七〇三—一〇四年、ペストがコンスタンティノープルからロシアへ伝播した。キーエフ地方は、これによって著しく荒廃したと云われるが、その実態は不明である。だが一七〇九—一二年のペストは、甚しい被害をもたらした。一七〇年のノヴゴロドの年代記は、「毎日、あらゆる教会では、四〇人、五〇人、六〇人、時にはそれ以上が埋葬された、多くの教会では聖歌もなく、聖職者も斃れた、という噂だ。郷もまた同じである」と述べた。リガのロシア軍では、一〇、〇〇〇人が死亡し、敵による攻撃よりも、その被害は大きかったのである。一七一六年のノヴゴロド郡の士族の嘆願書のなかにも、同様の指摘がみられる。即ち「過去一七一〇年にブスコフ〔の町〕とブスコフ郡で、伝染病があった」。「同じ一七一〇年に、ノヴゴロドのシェロンスカヤ地区では、多くの農民世帯が死に絶え、そして荒廃した」と。⁽²⁰⁾ ペストのような伝染病は、むしろ稀な現象であったが、いったん拡がった時、多くの犠牲者を生み、したがって世帯の「空白」を招く原因となったのである。

火災は、伝染病とは対称的に、むしろ日常的な現象であったが、その被害も局地的で、多くは人命にかかわるものではなかった。だが密集した村での火災は、その消火の難しさ故、建物、家財のみならず、家畜そして人間も、しばしば犠牲になった。ニジェゴロド県のトロイツェニニコラエフ修道院のある修道士は、一七一五年、その嘆願書のなかで、「火災のため、ポブリリの家々は、残りなく焼失した」、このため貧困化した彼らは、「全てのものが、四散し

た」、と述べている。⁽²⁰³⁾一八世紀に数多く現われたいわゆる「領地管理令」の多くが、火災に大きな注意を払っている⁽²⁰⁴⁾のも、これがしばしば貧困、そして零落につながったことを裏書きしているのである。

他方で穀物の不作、凶作も日常的な、そして零落と「空白」の原因であった。一説では、一八世紀を通じて、少くとも三四回、即ち約三年に一回の部分のあるいは全般的な不作があったという。⁽²⁰⁵⁾この時期では、まず一七〇四—一七〇六年に凶作があったが、これについては詳しい報告はない。一七一一—一七一九日、キーエフ県の知事J・M・ゴリツィーンは、元老院へ次のように報告した。即ちキーエフ県から軍隊のための「食糧と飼料」を徴集することは不可能である。ただし「蝗が、あらゆる所で穀物のみならず、草を残らず喰い尽くし、多くの住民は、飢えのため四散した」からである。⁽²⁰⁷⁾キーエフ県は、一七一一—一七一三年にも不作にみまわれたのである。バラハンスク郡の御料地の村長は、一七一六年の嘆願書のなかで、「過去一七一一—一七一六年にかけて、……多くの農民は、穀物の不作と家畜の疫病死のために生じた貧困のため、自己のチャグロ地を棄てて、四散した」、と指摘した。残った農民も「全くの赤貧の状態に陥った」と。⁽²⁰⁸⁾

以上のような穀物の不作、火災、伝染病、等々によって発生した世帯の「空白」が、当時の社会経済的水準においてはある程度避けられない「自然的」な要因であったのに対して、この時期に相次いで発生した大叛乱、そして盗賊団の跋扈による世帯の「空白」は、「社会的」と呼ぶことができるだろう。アストラハンの蜂起（一七〇五—一七〇六年）、ドンでのブラーヴィンの反乱（一七〇七—一七〇八年）、そしてバシキールでの反乱（一七〇五—一七〇八年）は、いずれも改革初期の重い諸負担が惹き起した反乱であったが、それによる世帯の「空白」も無視できない。例えば、バシキリアの反乱では、公式の資料によるだけでも、三〇三カ村が荒廃し、一二、七〇五人が殺害されたり、捕虜に取られたのである。⁽²⁰⁹⁾以下では、当時まったく日常的な現象となった観さえある盗賊の問題について見ておこう。

ロシア北西部の諸郡は、北方戦争の当初から盗賊(Воры и Разбойники)の発生に悩まされた。一七〇一年七月のベジュツク、カーシンの両郡の領主たちの嘆願書は、既に盗賊団の搜索のために搜索官(Служки)が派遣されていたことを伝えているし、一二月にはポシエホーニエ郡にも、同じ目的のために陸軍中尉が派遣された。⁽¹¹⁾ 盗賊の一団は、ベジュツク郡を例にとると、「一〇〇人以上の大きな集団により、領主や修道院の村々を〔襲って〕零落させ、全てを残りなく焼き払った」。彼らの襲撃を予め察知した領主たちは、自己の館を棄てて、「妻子と共に森に住」んだり、町へ出ていったのである。こうして盗賊団は、「小銃、槍、火縄銃、斧をもって」、領主の館の「貨幣、衣服、銃、あらゆる勤務用の諸道具」を略奪し、残りを打ち砕き、火を放ったのだが、単に略奪だけがその狙いではなかった。その際、農民に従属を強いている諸文書も廃棄されたのである。そしてこうした盗賊団の中核となったのは、逃亡兵士や当該地域出身の徴兵士であったことにも注意しなければならない。ともあれ一七〇一—〇二年、北西部の諸郡では、地方行政機関は、こうした盗賊団の多発のために完全に麻痺した。租税の徴集は不可能となり、この地域からの労働者、兵士の徴用も中止されたのである。⁽¹²⁾

一七〇七年、コストロマ郡のベストリユヒノ村を襲った盗賊団は、「家々を破壊し、多くの家財、衣服、あらゆる諸道具、そして馬を略奪した」が、この時期にヴォルガ河上流域のコストロマ、キネシマ、ガリーチの各郡を舞台にして大規模な盗賊の活動を繰り返げ、ピョートル政府を震撼させたのがΓ・И・スタルツェフとその一味であった。⁽¹³⁾

一七〇〇年には、既に大部隊の首領であった彼は、ヴォルガ河やオカ河で商船や、あるいは「君主の食糧」を運搬する船を襲う一方、馬を用いて各所領——そのなかには治安の元締めΦ・Ю・ロモダノフスキー公の所領もあった——を荒らす「お尋ね者」であった。その逮捕や通報には、償金が約束されたのである。だが逃亡兵士やカザークを中心とする彼の部隊には、若干の組織性があったし、そのバルチザンの斗争は、一七一〇年に捕まるまで地域住民の共感

と援助を得たのである。⁽¹⁸⁾

一七一〇年には、サメロフから三ヴェルスタ離れたロマノフスコエ村が、盗賊団によって五〇世帯以上が焼き払われたし、ハニレヴァ部落では、カレリア人のすべての家財が掠奪された。同じ年、モスクワ県のクリン、ヴォコロムスク、モジャイスクの領主たちの嘆願書は、盗賊団によって蒙った被害について、次のように訴えた。即ちこれらの郡には、「多くの盗賊が、あらゆる武器をもつて、彼らの館や村々へ出没し、多くの村々を日夜、略奪し、放火している。また多くの人々を殺害し、彼ら農民の家財を残りなく取り上げ、農婦や娘たちを暴行のために連れ去り、馬を奪い取っている。残りの馬や家畜は殺され、零落させるために、倉庫の穀物を道にぶちまいている。彼ら盗賊団には、多くの町や郡から集まった逃亡農民、兵士、竜騎兵、カレリア人が入っている」と。⁽¹⁹⁾

以上のような戦争初期に、とりわけ北西部で多発したこうした盗賊活動については、一般的には地方行政⇨警察的組織の不備、あるいは当該地域にとりわけ重く課せられた諸々の負担という特殊事情が挙げられる。だが、これは北西部に固有な現象ではなかった。盗賊的活動は、ロシア全域にわたって広く展開されたのである。⁽²⁰⁾ こうした結果生じたであろう世帯の「空白」の規模について、我々はその推測のための手掛りさえ持たない。ここでは政府によるその厳しい取締りと処罰規定にも拘わらず、こうした盗賊的活動は、減るどころか、ますます増加したこと、そしてとりわけ、その先頭に立ったもののなかに、ほとんどいつも逃亡した兵士がいたことに改めて注目したい。スウェーデンとの長期にわたる困難な戦争のために、村から強制的に引き離された農民⇨兵士たちは、辛じて脱走したのち、しばしば外国の敵ではなく、国内のそれに銃剣を向けたのである。⁽²¹⁾

(19) Крючков, Указ. соч., с. 215-217.

(20) Там же.

- (203) Там же, с. 217-218.
- (204) ヴォルギンスキーの「領地管理令」(一七二五年)は、第七項で火災に備えて、村全体で二、三の梯、また鉤や熊手を備えることはもろくも、各世帯でもそろした道具を用意すること、等々、防火について詳しく指示した。Волгинский, Указ. соч., с. 10-11.
- (205) J. Blum. *Lord and Peasant in Russia from the Ninth to the Nineteenth Century*. (Princeton UP, 1961) p. 329. 但し、出典は明らかでない。
- (206) Шапиро. Крестьяне, с. 175.
- (207) Ключков, Указ. соч., с. 218. 「ヤツンの「襲切り」(一七〇八年)」と、その後のА・Д・Мейншикоの軍隊による「ヤツンの町」キーエフの徹底的破壊に続いて発生したこの蝗の大群の襲来によって、キーエフ地域一帯は、完全に荒廃した。
- (208) Там же, с. 219.
- (209) Там же, с. 209.
- (210) О. М. Ронский. Первое в XVIII в. восстание крестьян в России. 《Воп. Ист.》 1978. No. 11. с. 214-219.
- (211) 他方、こうした一団によって重要な交通路が切断されたり、軍隊、例えば輜重部隊が襲われたりしたのである。(Там же, с. 215)
- (212) О. М. Ронский. Повстанческие станции в верхнем Поволжье в начале XVIII века. 《Воп. Ист.》 1976. No. 11. с. 209-213.
- (213) Там же.
- (214) Ключков, Указ. соч., с. 211-215.
- (215) ロシアの南部では、これに加えてクリミア及びクバンのタタール人の侵攻、襲撃が、しばしば発生した。(Там же, с. 207-208)
- (216) こうした盗賊が、ついで、革命前の歴史学、代表的にはС・М・ソロヴィヨフは、国のすべての住民層の幸福な暮らしと安

寧を破る、また社会発展にとっての毒とみたが、ソ連史学は、基本的には領主層に向けられた反農奴制的な、階級斗争の特殊形態と捉え、こうした運動には「若干の盜賊的要素はつきものであった」と位置づけを。

С. М. Соловьев. История России с древнейших времен. кн. VIII. М., 1962 с. 332-333. П. К. Алевиренко. Крестьянское движение и крестьянский вопрос в России в 30-50-х годах XVIII века. М., 1958. с. 114-116. Ронский. Первое в XVIII в. восстание, с. 219.